

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 19 回委員会年次会合報告書

2012年10月1-4日

日本、高松市

第 19 回委員会年次会合報告書

2012 年 10 月 1-4 日

日本、高松市

議題項目 1. 開会

1.1 開会の辞

1. CCSBT19 の委員会議長として、梅澤彰馬博士（日本）が承認された。
2. オープニングセレモニーでの日本政府（水産庁）及び香川県による挨拶に続いて、議長（梅澤彰馬博士、日本）は、参加者を歓迎するとともに会合を開催した。

1.2 議題の採択

3. 議題は、別添 1 のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは、別添 2 のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT20 の議長及び副議長並びに開催地の選定

6. オーストラリアは、CCSBT20 における委員会議長を指名する。ニュージーランドは、副議長を指名する。
7. CCSBT20 は、オーストラリアのアデレードにおいて開催する。

議題項目 4. その他

8. その他の事項の議論はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、2012年10月4日午後2時00分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第19回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題
第 19 回委員会年次会合報告書
2012 年 10 月 1-4 日
日本、高松市

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT 20 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 19 回委員会年次会合

議長

梅澤 彰馬

外務省経済局漁業室長

科学委員会議長

ジョン・アナラ

メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド

農業・漁業・林業省副事務次官

イローナ・ストブツキ

農業・漁業・林業省副事務次官補

ジョナサン・デイビー

農業・漁業・林業省課長補佐代理

ピーター・ベンスロバス

オーストラリア漁業管理庁漁業操業支局長

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

テリー・ロマロ

オズエイジャグループ

メーディ・ドロウディ

南オーストラリア州第一次産業・資源省
漁業養殖業課長

ポール・ロス

在日本豪州大使館農業担当公使参事官

インドネシア

アガス A. ブディマン

海洋漁業省漁業資源管理部長

エルニ・ウィジャジャンティ

海洋漁業省課長補佐

ハリニ・ナレンドラ

インドネシアまぐろ協会副会長

今泉 信雄

インドネシアまぐろ協会顧問

日本

香川 謙二

水産庁資源管理部審議官

赤塚 祐史朗

水産庁資源管理部国際課課長補佐

森田 侑樹

水産庁資源管理部漁業調整課

三島 真理

水産庁資源管理部国際課

甲藤 岳史

外務省経済局漁業室

犬塚 昌良	経済産業省農水産室長
門脇 大輔	経済産業省農水産室調査専門職
伊藤 智幸	水産総合研究センター国際水産資源研究所
高橋 紀夫	水産総合研究センター国際水産資源研究所
境 磨	水産総合研究センター国際水産資源研究所
鈴木 治郎	責任あるまぐろ漁業推進機構 (OPRT)
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
吉田 裕之	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
臼井 壮太郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
古勝 隆司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
樋口 寛次郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
柴田 武志	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
及川 晋	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
勝倉 宏明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
玄馬 功次郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
浜田 善之	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
池田 博人	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
西田 頼央	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	一次産業省水産資源評価部長
ドミニック・バリエーズ	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業顧問
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問
ピーター・バラントイン	ソランダー・フィッシャリーズ (株)

大韓民国

ムーンヒョ・カン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課顧問
サンイル・リー	国立漁業調査開発研究所研究官
ジアエ・ソン	動植物水産物検疫検査庁検査官
カンジャエ・クワ	ドンワン産業
クワンシク・バエ	ドンワン水産

ジョンイル・チュー
イルカン・ナ

思潮産業（株）
韓国海外漁業協会

オブザーバー

漁業主体台湾

シューリン・リン
イールー・ライ
チンヤウ・ワン
ホーシン・カン
ウエンジャン・シェ
インハー・リュウ
クワンティン・リー

行政院農業委員会漁業署主任専門官
行政院農業委員会漁業署専門官
台北駐日経済文化代表処主任専門官
対外漁業協力発展協会アシスタント
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長
インド洋漁船運営委員会会長
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

欧州共同体

リック・ニールセン

欧州委員会海事漁業総局法律顧問

南アフリカ

コシナティ・ダナ
クレイグ・スミス
マリサ・カショルテ
フィンディウィ・ディングレ

農業・林業・漁業省 MCS 課長
農業・林業・漁業省課長補佐
農業・林業・漁業省政策分析官
在日本南アフリカ共和国大使館参事官（農
林水産業担当）

ドン・ルーカス
ビアンカ・ブロフィー
ナターシャ・ディースト
セレステ・ディースト
クリスティン・コレア
ジョセ・コレア
ロブ・ギディ
ジャン・パイパー
ラエトルトラ・パイパー

南アフリカまぐろはえ縄協会会長
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員
南アフリカまぐろはえ縄協会会員

漁業開発協議会インターナショナル(FDCI)

アラン・ハン

事務局員

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ コンサルタント

トラフィック・インターナショナル

ジョイス・ウー 上席計画官

日米研究インスティテュート (USJI)

石井 敦 研究者

大久保 彩子 研究者

太田 宏 研究者

真田 康弘 研究者

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー 事務局長

鈴木 信一 事務局次長

スージー・アイボール コンプライアンス・マネージャー

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別添 3

第 19 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2012 年 10 月 1-4 日

日本、高松市

第19回委員会年次会合に付属する

拡大委員会報告書

2012年10月1-4日

日本、高松市

議題項目 1. 開会

1.1. 第19回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. オープニングセレモニーにおいて水産庁長官及び香川県知事による挨拶が行われた。その後、議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。
2. CCSBT19に付属する拡大委員会の議長として梅澤彰馬博士（日本）が、副議長としてフィリップ・グライド氏（オーストラリア）が承認された。
3. 議長は、昨年に重要な決定が行われたことを考慮すれば、委員会は今次会合において、新しいフェーズ、特に、遵守強化に向けて進むことが可能であると述べた。

1.2. 議題の採択

4. 議題は、別紙1のとおり採択された。この時点において、一般的事項は提起されなかった。
5. 会合に提出された文書のリストは、別紙2のとおり。
6. 議長は、この会合及び財政運営委員会のスケジュールを簡潔に説明した。

1.3. オープニング・ステートメント

7. 事務局長は、フィリピンから、WCPFC技術遵守委員会会合との重複により拡大委員会会合を欠席することについて遺憾の意が表明されていることを伝達した。

1.3.1 メンバー

8. メンバーは、オープニング・ステートメントを行うとともに、代表団を紹介した。会合の参加者リストは、別紙3のとおり。
9. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは、別紙4のとおり。

1.3.2 協力的非加盟国

10. 協力的非加盟国（CNM）によるオープニング・ステートメントは、別紙 5 のとおり。

1.3.3 オブザーバー

11. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは、別紙 6 のとおり。

議題項目 2. 事務局からの報告

12. メンバーは、事務局からの報告（CCSBT-EC/1210/04）に留意するとともに、以下の勧告に合意した。
 - 現在の ERSWG の議長の任期を、次回会合の後、更に 2 回の会合分延長する。
 - CCSBT の保存管理に関する決議、決定及び勧告を容易に参照することができるよう、事務局に対して、これらの通し番号付きの正式な「総覧」の作成を要請するべきである。さらに、このプロセスの一環として、事務局は、不必要な決議及び改正が必要かもしれない決議を全て特定するべきである。この「総覧」に関する提案については、可能であれば、次回拡大委員会会合で検討できるよう、事務局は当該会合にこれを提供するよう要請された。

議題項目 3. 財政運営委員会

13. 事務局長は、拡大委員会会合による検討が必要となる財政上の事項について説明した。これには、2012 年改訂予算（CCSBT-EC/1210/05）及び 2013 年予算案（CCSBT-EC/1210/06）が含まれている。
14. 2012 年承認予算において、大幅な節約が行われたことが留意された。これは、特別な状況、すなわち、コンプライアンス・マネージャーの採用及び CCSBT19 の会場が東京ではなく高松市で確保できたという 2 つの主要項目において大幅な節約が行われたことが重なった結果によるものである。さらに、このようなレベルの節約は、今後期待できないであろうことが留意された。
15. 予算に関連する 2 つの文書の詳細な検討は、財政運営委員会（FAC）に付託された。
16. FAC は、以下の事項を検討するために召集された。
 - 2012 年改訂予算
 - 2013 年予算案
 - その他の財政及び運営に関する事項。すなわち、CCSBT-EC/1210/06 において提案されている分担金安定化基金（CSF）の設立の可能性、並

びに SBT 若齢魚の科学航空調査のための見積額を 2013 年予算案に計上したい及び/又は 2012 年の運営余剰金を科学調査に拠出したい（例：これによって通常の出金から航空調査に資金拠出するメンバーの出金を相殺する）とするオーストラリアからの要請。このほかの提案は、2012 年の余剰金に関して、代替的な項目（MCS 課題等）に拠出する、又はその他の可能性としてはかかる節約分をメンバー自身に還元することを検討するというものである。

17. FAC の議長として、ポール・ロス氏（オーストラリア）が指名された。

3.1. 財政運営委員会からの報告

18. ポール・ロスは、別紙 7 にある FAC の報告書（2012 年修正予算及び 2013 年勧告予算案を含む）を紹介した。
19. 2013 年勧告予算案には、科学航空調査費用の 100,000 ドルの共同負担、及び発展途上のメンバー・CNM 向けの小規模な支援基金が含まれていることが留意された。2012 年に生じた予算上の余剰金は、2013 年勧告予算において完全に使用されることから、FAC は、提案されていた出金安定化基金（CSF）の設立については、現時点においては検討するべきではないと勧告した。最終的に、2013 年の勧告予算によって、メンバーの出金が増加することとなる。
20. オーストラリアは、メンバーが 2013 年の科学航空調査への資金拠出を支援したこと、及びこの航空調査は管理方式に貢献するものであるとメンバーが認識していることに感謝した。オーストラリアは、委託業者からデータを入手次第、それをメンバーに提供することを約束した。
21. 日本は、ERSWG が 2013 年 8 月 28 日まで開催されないことを考慮し、2010 年及び 2011 年分の ERS データに関する ERSWG データ交換の期日を 2013 年 7 月 31 日に戻すことが望ましいと述べた。しかしながら、日本はコンセンサスの成立を妨げることを希望しなかったことから、そのデータ提供期日は変更されなかった。さらに会合は、この合意にある期日と FAC 報告書にある期日との違いによって混乱が生じないように ERSWG データ交換を修正することに合意した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

22. 遵守委員会の議長は、この議題項目を紹介し、そして、南アフリカに対して、同国の SBT 漁業に関する年次レビュー及び遵守行動計画について、拡大委員会に説明するよう要請した。南アフリカは、同国漁業の概要、関連する管理措置、並びに 2011 年及び 2012 年の両年に記録された過剰漁獲についてとりまとめた報告書を紹介した。南アフリカは、現行の 40 トンの配分量は、自国のはえ縄漁業に配分された SBT 漁獲枠内で効果的かつ効率的に当該漁業を管理するのに十分な量であるとは考えていないと述べた。

23. 南アフリカは、これらの報告書に対する様々な質問に回答した。南アフリカによる ERS 課題への取組が前進していることが歓迎された。次回 ERSWG 会合において、南アフリカが年次報告書を提出することの重要性が強調された。さらに南アフリカは、事務局によって発見された偽装様式を調査したと述べ、そして、現在実施されている輸出業者に対する刑事上及び行政上の手続の結果を報告するとも述べた。
24. ニュージーランドは、南アフリカの国内船団が SBT 配分量を消化した際にかかる漁業を速やかに休漁させるために、その時期を予測する方法を有しているのであればその詳細を聞きたいとした。南アフリカは、自国の国内船団の漁獲量を予測しようと努力しているが、今年の予測については、多くの環境的要因及び例年とは異なる SBT の分布状況のため、残念ながら不正確なものであったと回答した。
25. 最後に、南アフリカは、このような少ない配分量で自国漁業を管理することは実態上困難であることから、近年生じた過剰漁獲分を返済するつもりはないが、CCSBT に基づく配分量内で同漁業を管理するよう努力することを示唆した。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

26. 議長は、遵守委員会において既に広範な質疑応答のセッションが設けられたことに言及しつつ、メンバーから特別な事項を報告する、及び/又は年次報告に対して追加的な質問する機会を設けた。南アフリカは、国内船及び海外からの用船に係るオブザーバー取決めに関するオブザーバーカバー率及び資金の流れについて、追加的な質問を受けた。

4.1.1. 市場モニタリング

27. この議題項目において提起された事項はなかった。

4.1.2. オーストラリア蓄養事業 (ステレオビデオモニタリングの導入等)

28. 日本は、オーストラリアに対し、同国はステレオビデオによる監視を部分的に実施するための情報を商業トライアルを通じて既に十分に得ていると言及した上で、2012年12月1日からステレオビデオによる監視を直ちに実施するよう求めた。
29. オーストラリアは、ステレオビデオによる監視を部分的に導入するのは不可能であると回答した。
30. 日本及びオーストラリアは、ステレオビデオによる監視は、現行のサンプリング手法よりも正確に体重を推定することになるとの意見が一致した。
31. 日本は、自国の輸入業者から得た蓄養 SBT 輸入品の体長データの科学的な分析に基づき、蓄養魚のサンプリングには大きなバイアスが存在し、蓄養向け推定総漁獲量に影響を及ぼしているとして、強い懸念を示した。日本は、当該バイアスは MP の信頼性を損なう可能性すらあること

を指摘し、オーストラリアに対して蓄養 SBT の成長率を検証し、拡大科学委員会にその結果を報告するよう要求した。

32. オーストラリアは、日本が実施した市場分析におけるバイアス及び当該分析に使用したデータに係る透明性の欠如を指摘し、日本の主張を否定した。オーストラリアは、40 尾サンプリングの手法は同国蓄養事業向けの漁獲量推定のための確固たるベースとなっているとの見解を繰り返した。
33. 日本及びオーストラリアは、二国間で本件を話し合うことに合意した。
34. 日本は、オーストラリアとの二国間の議論の結果を説明し、主たる論点、すなわち、日本からはステレオビデオによる監視を 2012 年に開始することを要請し、これに対してオーストラリアは財政的な制約により不可能であると回答するという状況は変わらなかったと述べた。
35. オーストラリアは、ステレオビデオによる監視を 100%実施するとの約束を再確認するとともに、2013 年 12 月 1 日までに当該システムを実施するとの意志を繰り返し述べた。
36. 日本及びオーストラリアは、本件について休会期間中に二国間で議論を行うことに合意した。

4.1.3 その他

37. 簡単な議論が行われ、ここでは、日本は、オーストラリアの遊漁により保持された SBT 推定重量は、配分量に計上されるべきであるとコメントし、オーストラリアは、はえ縄漁船からの投棄魚の生存率、沿岸零細漁業による漁獲、SBT の混獲、違法漁業等、現時点において十分に推定されていない様々な死亡要因があると述べた。オーストラリアは、これらの問題を扱うための共同アプローチを提案した。
38. オーストラリアは、自国の遊漁による漁獲量の信頼し得る推定値を提供するため、州政府と協力して全豪遊漁調査の構築にむけて作業していると述べた。オーストラリアは、将来行われる CCSBT 会合に最新情報を提供することを約束した。
39. オーストラリアは、現行の「みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告」を拘束力のある決議として採択すべきとする同国からの要請を検討するよう要請した。オーストラリア及びニュージーランドは、海鳥の混獲に対処するためにはベストプラクティスに基づくより効果的な緩和措置の迅速な導入が必要であるとする ERSWG 勧告に言及した。オーストラリアから提案された同勧告の改正案は、別紙 8 のとおり。
40. 日本は、ERS 保護に対する継続的な支持を表明する一方で、提案された法的拘束力を持つ決議（特にパラグラフ 2）の法的問題点を指摘した。日本は、CCSBT のメンバーは、個々の勧告及び措置について検討し、そして CCSBT 独自の勧告又は措置として決定しなければならない点を強調

した。日本は、メンバー又は協力的非加盟国が他の関連する委員会の加盟国となっているか又はそれに協力しているかどうかに関わらず、メンバーが法的拘束力を有する形で他の RFMO（すなわち、ITOC、WCPFC 及び ICCAT）の措置及び勧告遵守しなければならないような決議又は措置を採択することは適切ではないと認識しているとした。また日本は、これらの RFMO を設立している条約は脱退に関する規定を定めており、仮にこの決議が法的拘束力を有する形で採択された場合、あるメンバーがこれらの RFMO から脱退した後も、この決議は法的拘束力を有するものとなる点も指摘した。

41. ニュージーランドは、日本が説明した懸念事項は、拘束力を有する措置を必要とするものの根拠となるものであるとの見解を述べ、そして、これらの懸念は今後 CCSBT が独自の拘束力を持つ措置を検討する必要があることを示唆していることに同意した。
42. 韓国は、この課題に関する立場を留保し、休会期間中に議論することを提案した。韓国は、この勧告の実施的内容のいずれに対しても異を唱えるものではないが、この提案が会合前に十分余裕をもって提出されたものではないことを考えれば、勧告の法的位置付けの変更に関する議論を行うためには更なる時間が必要であると述べた。
43. 会合は、休会期間中又は CCSBT20 においてオーストラリアからの提案を検討することに合意した。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

44. 遵守委員会議長は、協力的非加盟国（CNM）の2か国（フィリピン及び南アフリカ）が出席できなかったことに言及しつつ、第7回遵守委員会（CC7）の報告書を紹介した。CC議長は、生産的かつ協力的な会合となったことについて参加者に対し感謝し、広範な2013年の行動計画案の概略を説明し、そして、CC7から拡大委員会への勧告を紹介した。さらに、CC議長は、2013年の行動計画において提案されている膨大な作業量は、事務局の通常の業務量をはるかに超えるものであることを指摘した。したがって、事務局は、一部の任務はCC8前に達成できない可能性があることを含め、作業項目を優先順位付けする必要があるだろう。ニュージーランドは、事務局の検討用として寄港国措置案を作成することで支援したいと申し出るとともに、他のメンバーはこれ以外の案件を支援できると提案した。
45. 日本は、SBT資源の回復を確実なものとするために遵守が重要であること及びCCSBTの措置に違反して漁獲されたSBTの輸入を止めるために必要な措置を検討する意志があることを繰り返し述べた。
46. メンバーは、事務局に情報提供を行うために関連する貿易データを収集することに合意した。

47. 第7回遵守委員会会合の報告書は、遵守委員会の作業計画及び勧告とともに、別紙9のとおり採択された。

議題項目 6. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) からの報告

48. 事務局長は、第9回 ERSWG 会合報告書を、文書 CCSBT-EC/1210/09 にまとめられている ERSWG の 2013 年作業計画のレビューとともに紹介した。
49. 事務局長は、同作業計画にある1つの具体的な行動事項に関して、拡大委員会からの承認を得たいとした。それは、ERSWG が、海鳥及びニシネズミザメに対するまぐろ漁業の影響評価のための全世界的な作業を先導する提案を他のまぐろ類 RFMO に持ちかけるというものである。この作業項目は、拡大委員会によって承認された。
50. ERSWG 会合報告書は、その作業計画及び勧告とともに、別紙10のとおり採択された。
51. オーストラリア及びニュージーランドは、海鳥の混獲に取り組むため、ベストプラクティスに基づくより効果的な緩和措置の迅速な導入が必要であるとする ERSWG 勧告に留意した。
52. 次に、ERSWG データ交換に関する提案（詳細は、文書 CCSBT-EC/1210/21 のとおり）についての議論が行われた。一部のメンバーは、より詳細な情報が交換されることが好ましいと考えていたが、かかる提示内容は前向きな進展を明確に示すものであり、それゆえに支持できるものであることを示唆した。ERSWG データ交換に関する提案は、別紙11のとおり採択された。

議題項目 7. 拡大科学委員会からの報告

53. 拡大科学委員会 (ESC) 議長は、文書 CCSBT-EC/1210/20 にとりまとめられている ESC の 2013 年作業計画のレビューを含む ESC 会合報告書を紹介した。ESC 議長は、メンバーの科学者によるハードな作業及び同報告書への貢献に感謝した。
54. 2012 年 ESC 会合の報告書は、その作業計画及び勧告とともに、別紙12のとおり採択された。

議題項目 8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. TAC の決定

55. 議長は、CCSBT18 は 2012 年及び 2013 年の TAC 並びに 2014 年のための TAC 設定プロセスに合意していると指摘しつつ、この議題項目を紹介した。会合は、CCSBT18 の TAC 決定に係る決定 (CCSBT18 報告書パラグラフ 32 及び 33) を再度確認した。

8.2. 調査死亡枠

56. 会合は、文書 CCSBT-EC/1210/11 において示された調査死亡枠、すなわち、2012/13 期における日本によるひき縄調査用に 1 トン、オーストラリアによる電子標識の継続的な標識放流用に 5 トン、に合意した。

8.3. TAC の配分

57. 表 1 は、南アフリカの条約への加入の有無に応じた 2013 年の TAC のオプションを示している。南アフリカは、自国が条約に加入する可能性及び/又はその時期をこの会合で報告することはできないとし、現在は何ら期限が設定されていないことから、この会合が回答期限を設定すべきであると提案した。
58. 表 1: 2013 年における南アフリカの加入による配分量への影響

	(a) 南アフリカが 2013 年に係る追加配分を受けるために必要な期限までに条約に加入した場合	(b) 南アフリカが 2013 年に係る追加配分を受けるために必要な期限までに条約に加入しなかった場合 ¹
日本	2,689	2,703
オーストラリア	4,698	4,713
ニュージーランド	830	833
韓国	945	948
台湾	945	948
インドネシア	707	709
フィリピン	45	45
南アフリカ	80	40
欧州連合	10	10

59. 会合は、次のとおり合意した。
- メンバー及び協力的非加盟国の 2013 年に係る当初の配分量は、南アフリカが 40t となることを除き、表 1 の a 欄に示されたものとなる。
 - 南アフリカは、2013 年に係る増加配分を得るためには、2013 年 5 月 31 日までに、条約加入についての通報を行わなければならない。
 - 南アフリカが 2013 年 5 月 31 日までに条約に加入した場合、2013 年に係る同国の配分量は 80t まで増加し、メンバーの 2013 年に係る配分量は表 1 の a 欄に示されたもので確定される。

¹ この数値は、全世界の総漁獲可能量に関する決議に基づき、（南アフリカからの）追加 40 トンを、名目漁獲比率でメンバーに振り分けたものである。

- 南アフリカが 2013 年 5 月 31 日までに条約に加入しなかった場合、2013 年に係る同国の配分量は 40t のままとなり、メンバーの 2013 年に係る配分量は表 1 の b 欄に示されたものに変更される。
60. 2014 年に係る南アフリカの配分量については、同国が CCSBT20 より前に条約に加入した場合、150t となる。ただし、管理方式の採択に関する決議に基づく 2013 年における MP の結果を条件とする。それ以外の場合には、同国の配分量は CCSBT20 において議論される。

議題項目 9. CCSBT 戦略計画の実施

61. 事務局長は、CCSBT 戦略計画の実施に関連する文書 CCSBT-EC/1210/12 を紹介した。同文書は、2012 年及び 2013 年に係る戦略計画に基づく活動項目のうち、CCSBT 会合では未だ検討されていないものを提示している。
62. 会合は、2012 年に係る実施項目に関して、以下のとおり決定した。

科学的助言の質及び提供—SBT の全ての死亡要因の報告

- 会合は、みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議（別紙 13）を採択した。この決議は、CC7 で採択された改訂版報告テンプレートと整合的であることが留意された。

委員会の運営—Kobe プロセス—RFMO 間で協調されるべき業務の機会の特定

- 会合は、RFMO 間での協調が向上していることに留意し、同文書にある勧告、すなわち、事務局、メンバー及び拡大委員会の補助機関は、他の RFMO との協調の機会について注視し続け、そのような機会があれば拡大委員会に勧告すべきという勧告に合意した。

途上国支援

- 会合は、小規模な基金を創設して、途上国（例えば、インドネシア）が関連の作業部会（拡大委員会及び拡大科学委員会を除く）に出席することを支援したり、途上国向けの訓練/教育ワークショップを開催したりするとの構想を全般的に支持した。

CCSBT への参加

- CCSBT の加入資格を地域的な経済統合のための機関（REIO）まで拡大するための手段を講じることについて、拡大委員会の参加資格に関する検討とともに長時間の議論が行われた。EU は、まずは拡大委員会に加入するための承認を得たい、その後 EU からの要請に応じて条約を改正することができるのであれば CCSBT に正式加入したいと述べた。
- REIO を拡大委員会又は委員会のいずれかのメンバーとして認めるための必要な改正を行うことについて支持があった。条約条文を改正することと比較しつつ、拡大委員会を設置する決議を改正することの利点が議論された。メンバーは、現時点では、長期間に及ぶ行政上の承認プロセスが必要な条約改正ではなく、決議の改正を検討することがより容易であることに合意した

- オーストラリアは、他のメンバーと共に同決議を改正することに合意したが、条約改正を議論するというオプションは、将来の検討項目として残しておかなければならないと考えているとした。
- 「拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議」の適切な改正案を作成するため、少人数のドラフティンググループが開催された。ニュージーランドは、かかる作業をリードした。統合版の素案は、CCSBT20の前にメンバーが検討できるよう別紙14として添付した。
- EUは、この修正版の決議に対する全般的な支持を表明し、別紙15のとおり確認のためのコメントを行った。
- 拡大委員会は、事務局に対して、全てのメンバー及び協力的非加盟国と協議を行った後、CCSBT20での検討用にREIOがメンバーになるためのオプションを概説する文書を用意するよう要請した。
- 台湾は、仮にメンバーが、条約を改正しREIOが条約の加盟国となることを可能とする決定を下すのであれば、メンバーは台湾又は漁業主体の条約への加入を可能とする方法も同様に検討することができるのではないかと要請した。
- 日本は、メンバーを拡大委員会に受け入れるかどうかを検討する際は、CCSBTの措置の遵守実績が重要であることを強調した。

63. 会合は、2013年に係る実施項目に関して、以下のとおり決定した。

柔軟な管理取決め (SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる)

- 会合は、各メンバー/CNMが以下に掲げる事項を実施すべきことに合意した。
 - SBTのTACの自国向け国別配分量に対応する漁獲能力を自己評価し (SBTに影響を与える可能性のある非対象船団も含む)、また、合意された報告テンプレートを通じて当該評価結果をCCSBT20に報告すること。
 - 各自の漁獲能力に関して実施した措置又は実施計画をCCSBT20に報告すること (合意された報告テンプレートを利用)。
 - 可能な場合/適切な場合には、非協力的非加盟国 (NCNM) の船団が持つ過剰漁獲能力を原因とするSBTへの潜在的な脅威に関するコメントにかかる報告書に記載すること。
- また会合は、他のRFMOに参加するCCSBTオブザーバーは、当該RFMOにおいて、SBT漁業への漁獲努力のシフトをもたらすかもしれないような変化があった場合には、それを拡大委員会に報告すべきことにも合意した。

委員会パフォーマンスレビュー

- 以下のとおり合意された。
 - 次回の委員会パフォーマンスレビューは、2014年に実施するべきである (2013年は、既に多くの業務が予定されているため)。

- パフォーマンスレビューの付託事項は、2013 年中に最終化するべきである。
- 2ないし3人の専門家で構成される独立パネルによって、単一のパフォーマンスレビュー報告書が作成されるべきである。
- また会合は、パフォーマンスレビューに以下の事項を含めるよう勧告した文書 CCSBT-EC/1210/12 の勧告を採択した。
 - RFMO のパフォーマンスをレビューするために使用されるクライテリア。これは、CCSBT の最初のパフォーマンスレビューに使用されたものである。
 - 最新の漁業管理の基準が CCSBT の決定に取り入れられている程度についての検討。
 - 最初のパフォーマンスレビューからの勧告の実行状況の評価。

議題項目 10. 協力的非加盟国

64. 事務局長は、協力的非加盟国（CNM）に関する文書 CCSBT-EC/1210/13 を説明した。
65. フィリピンの遵守状況に関しては、特段の懸念事項はなく、メンバーは同国の CNM としての地位を承認した。
66. EU 及び南アフリカの CCSBT 措置の遵守状況に関して長時間議論が行われた。
67. 会合は、欧州連合が CNM の地位を継続することを承認するとともに、EU が CCSBT MCS 措置及び既存の報告義務（CDS 決議に基づくもの等）への遵守を約束したことに留意した。
68. 会合は、南アフリカが CNM の地位を継続することも承認したが、2011 年及び 2012 年の両年において同国で発生した過剰漁獲に対して深刻な懸念を有していることに留意した。南アフリカの CNM としての地位の継続に対するインドネシアの合意は、今後南アフリカが CCSBT 措置の遵守を改善することを条件としたものである。メンバーは、南アフリカに対して可能な限り早期に条約に加入するよう要請した。南アフリカは、拡大委員会が自国の CNM としての地位の継続を更新したことに感謝しつつ、CCSBT によって配分された自国向けの漁獲量を遵守することを再度確約した。

議題項目 11. 非メンバーとの関係

69. 事務局長は、CCSBT と非メンバーとの関係に関する CCSBT-EC/1210/14 を紹介した。

70. 日本は、2010年から2012年までの自国から中国へのSBT再輸出量を報告し、そして、中国との二国間協議を通じて、中国がどこから輸入しているのかについてより多くの情報を得ることを手伝えることを申し出た。
71. 拡大委員会は、非協力的非加盟国（NCNM）である市場国に関して、より踏み込んだ手段を講じる必要があるかもしれないこと、及びメンバーは二国間協議において懸案事項を提起すべきことが留意された。

議題項目 12. Kobeプロセスからの勧告の評価

72. 事務局長は、2012年7月にローマで開催されたCOFIの場外で短時間開催されたKobe運営委員会会合についてとりまとめた文書CCSBT-EC/1210/15を紹介した。同運営委員会は、概ね一年以内に再度開催される予定である。

議題項目 13. 他の機関との活動

13.1. 関心のある会合からの報告

73. CCSBTのメンバーは、関心のある他のRFMO会合においてオブザーバーとして出席し、他のRFMOとの協調関係を向上させるべく関連事項についてCCSBTに報告している。
74. CCSBTからのオブザーバーの任務の一環として、メンバーから以下に掲げる報告書（別紙16）が提供された
 - ニュージーランドからの報告：第8回中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合（2012年3月）
 - オーストラリアからの報告：第30回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）年次会合（2011年）。CCSBTとの協力に関する取決め案が議論され、CCSBTは2012年10月23日から11月1日までホバートにて開催される次回年次会合に招待されていることが留意された。
 - 日本からの報告：第16回インド洋まぐろ類委員会（IOTC）会合（2012年4月）、及び第22回大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）年次会合。日本は、ICCATは遵守措置の強化を継続しており、電子漁獲証明制度（CDS）の試験的な実施に合意したことに言及した。
 - 台湾からの報告：第83回全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合（2012年6月、米国ラホヤ）
75. 以下に掲げるメンバーは、2012/13年において、CCSBTからのオブザーバーとして他のRFMOの会合に参加することが合意された。
 - 韓国は、ニュージーランドに代わってWCPFCのオブザーバーとなる。

- オーストラリアは、引き続き CCAMLR のオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、日本に代わって IOTC のオブザーバーとなる
 - 日本は、引き続き ICCAT のオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC のオブザーバーとなる。
76. 最後に EU は、2012 年 6 月 1 日にブラッセルにおいて、欧州委員会委員 海事・漁業担当マリア・ダマナキが主催し 15 の RFMO が出席した EU の 会合「RFMO－将来への適合」に関する文書 CCSBT-EC/1210/18 を紹介し た。

13.2 CCAMLR との関係

77. 事務局長は、CCSBT と CCAMLR との関係、及び CCSBT との協力に関する 取決めの最終化についての CCAMLR からの要請を中心とした文書 CCSBT-EC/1210/16 を紹介した。
78. メンバーは、CCAMLR との協力に関する取決めの別バージョンを作成し た事務局の作業に感謝した。
79. 会合は、同文書の別添 3 にある CCAMLR との協力に関する取決めの別バ ージョンについて、僅かな修正を加えた上で、これを支持した。同取決 めの合意バージョンは、別紙 17 のとおり。事務局長は、これを CCAMLR に送付し、同委員会が今度の年次会合でこれを検討できるよ うにする。

議題項目 14. データ及び文書の機密性

14.1. 2012 年の報告書及び文書の機密性

80. 事務局長は、2012 年に会合文書として提出された報告書及び文書の機密 性に関する文書 CCSBT-EC/1210/17 を紹介した。
81. 拡大委員会は、事務局作成文書 CCSBT-ESC/1208/04 の別紙 A、日本作成 文書 CCSBT-ESC/1208/31 及び CCSBT-CC/1209/BGD04、並びに台湾作成 文書 CCSBT-ERS/1203/08 を除き、CCSBT19 に関連する会合の報告書及び それら会合に提出された文書が公表されることに留意した。
82. さらに、市場又は蓄養レビューに含まれる情報を引用している全ての文 書を引き続き機密文書とすることが留意された。

議題項目 15. その他の事項

15.1. 2013 年の会合

83. 2013 年に関して、以下に掲げる会合及び日程が合意された。
- 第 10 回 ERS 作業部会会合・キャンベラ・2013 年 8 月 28-31 日

- 第 18 回拡大科学委員会会合・キャンベラ・2013 年 9 月 2-7 日
 - 第 8 回遵守委員会会合・アデレード・2013 年 10 月 10-12 日
 - 第 20 回拡大委員会会合・アデレード・2013 年 10 月 14-17 日
84. さらに、遵守委員会作業部会会合を 2103 年 4/5 月にキャンベラで開催し、科学専門家小会合を 2013 年 7 月にメイン州ポートランドで開催する。

15.2. 米国からのオブザーバー地位に関する要請

85. 事務局長は、米国からのオブザーバー要請を必要な期限内に受領した場合には、かかる要請を承認し同国をオブザーバーとして CC8 及び CCSBT20 に出席させることが合意された。

議題項目 16. 閉会

CCSBT 第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

86. CCSBT20 に付属する拡大委員会の議長は、オーストラリアが指名する。副議長は、ニュージーランドが指名する。

16.2. 報告書の採択

87. 会合報告書が採択された。

16.3 閉会

88. 会合は、2012 年 10 月 4 日午後 1:55 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 議題
2. 文書リスト
3. 参加者リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 財政運営委員会報告書
8. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための決議案
9. 第7回遵守委員会会合報告書
10. 第9回生態学的関連種作業部会報告書
11. ERSWG データ交換
12. 第17回科学委員会会合報告書
13. みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議
14. 拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議の改正案
15. 拡大委員会に関する決議の改正案についての EU からの説明
16. CCSBT のためのオブザーバー義務の一環としてメンバーが紹介した他の RFMO の報告書
17. みなみまぐろ保存委員会と南極の海洋生物資源の保存に関する委員会との間の取決め案

議題

第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2012 年 10 月 1 - 4 日

日本、高松市

1. 開会
 - 1.1. 第 19 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題に関する検討及び予算案の採択
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
 - 4.1.1. 市場モニタリング
 - 4.1.2. 豪州 SBT 蓄養事業（ステレオビデオモニタリングの導入等）
 - 4.1.3. その他
5. 遵守委員会からの報告
6. 生態学的関連種作業部会からの報告
7. 拡大科学委員会からの報告
8. 総漁獲可能量及びその配分
 - 8.1. TAC の決定
 - 8.2. 調査死亡枠
 - 8.3. TAC の配分
9. CCSBT 戦略計画の実施
10. 協力的非加盟国
11. 非加盟国との関係
12. Kobe プロセスからの勧告の評価

13. 他の機関との活動
 - 13.1. 関心のある会合からの報告
 - 13.2. CCAMLR との協力
14. データ及び文書の機密性
 - 14.1. 2012 年の報告書及び文書の機密性
15. その他の事項
 - 15.1. 2013 年の会合
16. 閉会
 - 16.1. CCSBT 第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
 - 16.2. 報告書の採択
 - 16.3. 閉会

文書リスト
第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1210/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat
5. (Secretariat) Revised 2012 Budget
6. (Secretariat) Draft 2013 Budget
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
9. (Secretariat) Report from the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group
10. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
11. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
12. (Secretariat) Implementation of CCSBT Strategic Plan
13. (Secretariat) Cooperating Non-members
14. (Secretariat) Relationship with Non-members
15. (Secretariat) Kobe Process
16. (Secretariat) Activities with Other Organisations
17. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents
18. (European Union) Conference on Regional Fisheries Management Organisations RFMOs - Fit for the future
19. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 30th Annual Meeting of the CCAMLR
20. (SC Chair) Presentation of the Report of the 17th Meeting of the Scientific Committee
21. (Secretariat) Data Exchange for the Ecologically Related Species Working Group
22. (New Zealand) Report from the CCSBT observer to meetings of the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) held since CCSBT18
23. (Japan) Report From the CCSBT Observer to Sixteenth Session of Indian Ocean Tuna Commission (IOTC)
24. (Japan) Report from the CCSBT Observer to 22nd Regular Meeting OF International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT)

25. (Taiwan) Report from the CCSBT observer (Chinese Taipei) to the 83rd Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (IATTC)

(CCSBT-EC/1210/Rep)

1. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
 2. Report of the Seventeenth Meeting of the Scientific Committee (August 2012)
 3. Report of the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2012)
 4. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
 5. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
 6. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
 7. Report of the Sixteenth Meeting of the Scientific Committee (July 2011)
 8. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
 9. Report of the Fifth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)
 10. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
 11. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
-

(遵守委員会会合から継続して議論される予定の文書) ¹

(CCSBT-CC/1209/SBT Fisheries -)

Australia	Australia's Annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for 2011 for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2011 Fishing Season
Korea	Annual Review of SBT Fisheries for the Annual Meeting of the Extended Commission
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2011/2012
European Union	Annual Review of National SBT Fisheries
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of

¹ CC 会合の文書のうち、メンバーが拡大委員会 (EC) において議論を希望する可能性のある文書。これらの文書については、再度文書番号は付さない。

Southern Bluefin Tuna (CCSBT) for 2012

South Africa Annual Review of the South African SBT Fishery for the 19th Annual Meeting of the Commission

(CCSBT-CC/1209/Compliance Action Plan-)

Australia	Australia's 2012 Compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan 2012
Korea	Korea's Compliance Action Plan (2012)
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2012
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan 2012
European Union	European Union 2012 Compliance Action Plan
Philippines	Philippines Compliance Action Plan 2012
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

(CCSBT-CC/1209/)

4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
8. (Secretariat) Exploratory Analysis of SBT Trade Data

(CCSBT-CC/1209/BGD)

3. (Secretariat) Southern bluefin tuna trade data: Exploratory Analyses (*Previously CCSBT - ESC/1208/10 (Rev.2)*)
4. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2012 update (*Previously CCSBT-ESC/1208/31(Rev.1)*)
5. (Japan) Analyses on age composition, growth and catch amount of southern bluefin tuna used for farming in 2007-2010 (*Previously CCSBT-ESC/1208/30*)

参加者リスト
第 19 回委員会年次会合に付属する
拡大委員会

議長

梅澤 彰馬

外務省経済局漁業室長

科学委員会議長

ジョン・アナラ

メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザース

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド

農業・漁業・林業省副事務次官

イローナ・ストブツキ

農業・漁業・林業省副事務次官補

ジョナサン・デイビー

農業・漁業・林業省課長補佐代理

ピーター・ベンスロバス

オーストラリア漁業管理庁漁業操業支局長

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

テリー・ロマロ

オズエイジャグループ

メーディ・ドロウディ

南オーストラリア州第一次産業・資源省
漁業養殖業課長

ポール・ロス

在日本豪州大使館農業担当公使参事官

漁業主体台湾

シューリン・リン

行政院農業委員会漁業署主任専門官

イールー・ライ

行政院農業委員会漁業署専門官

チンヤウ・ワン

台北駐日経済文化代表処主任専門官

ホーシン・カン

対外漁業協力発展協会アシスタント

ウェンジャン・シェ

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長

インハー・リュウ

インド洋漁船運営委員会会長

クワンティン・リー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

インドネシア

アガス A. ブディマン

海洋漁業省漁業資源管理部長

エルニ・ウィジャジャンティ	海洋漁業省課長補佐
ハリニ・ナレンドラ	インドネシアまぐろ協会副会長
今泉 信雄	インドネシアまぐろ協会顧問

日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部国際課課長補佐
森田 侑樹	水産庁資源管理部漁業調整課
三島 真理	水産庁資源管理部国際課
甲藤 岳史	外務省経済局漁業室
犬塚 昌良	経済産業省農水産室長
門脇 大輔	経済産業省農水産室調査専門職
伊藤 智幸	水産総合研究センター国際水産資源研究所
高橋 紀夫	水産総合研究センター国際水産資源研究所
境 磨	水産総合研究センター国際水産資源研究所
鈴木 治郎	責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
吉田 裕之	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
臼井 壮太郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
古勝 隆司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
樋口 寛次郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
柴田 武志	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
及川 晋	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
勝倉 宏明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
玄馬 功次郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
浜田 善之	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
池田 博人	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
西田 頼央	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	一次産業省水産資源評価部長
ドミニック・バリエーズ	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業顧問
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	

ピーター・バラントイン 外務貿易省法律顧問
ソランダー・フィッシャリーズ (株)

大韓民国

ムーンヒョ・カン 農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム 農林水産食品部国際漁業機関課顧問
サンイル・リー 国立漁業調査開発研究所研究官
ジアエ・ソン 動植物水産物検疫検査庁検査官
カンジャエ・クワ ドンワン産業
クワンシク・バエ ドンワン水産
ジョンイル・チュー 思潮産業 (株)
イルカン・ナ 韓国海外漁業協会

協力的非加盟国

欧州共同体

リック・ニールセン 欧州委員会海事漁業総局法律顧問

南アフリカ

コシナティ・ダナ 農業・林業・漁業省 MCS 課長
クレイグ・スミス 農業・林業・漁業省課長補佐
マリサ・カショルテ 農業・林業・漁業省政策分析官
フィンディウィ・ディングレ 在日本南アフリカ共和国大使館参事官 (農
林水産業担当)
ドン・ルーカス 南アフリカまぐろはえ縄協会会長
ビアンカ・ブロフィー 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
ナターシャ・ディースト 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
セレステ・ディースト 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
クリスティン・コレア 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
ジョセ・コレア 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
ロブ・ギディ 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
ジャン・パイパー 南アフリカまぐろはえ縄協会会員
ラエトルトラ・パイパー 南アフリカまぐろはえ縄協会会員

オブザーバー

漁業開発協議会インターナショナル(FDCI)

アラン・ハン 事務局員

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル
ナイジェル・ブラザーズ コンサルタント

トラフィック・インターナショナル
ジョイス・ウー 上席計画官

日米研究インスティテュート (USJI)

石井 敦	研究者
大久保 彩子	研究者
太田 宏	研究者
真田 康弘	研究者

通訳

馬場 佐英美
小池 久美
山影 葉子

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー	事務局長
鈴木 信一	事務局次長
スージー・アイボール	コンプライアンス・マネージャー

オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

まず初めに、ホストである日本政府に対し、日本のこの美しい高松市において、我々を温かく歓迎していただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、素晴らしい会場を準備してくださったことに感謝申し上げます。この会議室からは、我々代表団がほとんど経験することのないほど見事な景観が一望できます。また、いつもどおり質の高い会合文書や会合準備をしてくださった事務局にも感謝申し上げます。昨日、我々代表団のほとんどは、遺産リストに登録されている壮観な栗林公園を見聞し、その後、美味しい昼食を堪能しました。じめじめした日ではありましたが、大変楽しい一日でした。

昨年、管理方式が採択されたことを踏まえれば、今週の会合は、拡大委員会が、SBT 漁業のより広範囲にわたる管理に焦点を当てる正に良い機会になります。オーストラリアの立場を申し上げれば、今週の成功とは、より頑強な管理措置の構築、昨年経験したものと類似した全メンバーによる継続的な協力、CCSBT 戦略計画の実施上の更なる進展、そして、予防的な管理方式を採択した 2011 年の決議の実施に向けた拡大委員会の意思を確認することです。そうとはいえ、我々は、みなみまぐろ産卵親魚資源量は、依然として危険的に低いレベルにあることを認識しておかなければなりません。

先週開催された遵守委員会会合では、法的拘束力を有する措置の採択による遵守強化の必要性があるという点において、メンバー及び協力的非加盟国の間で一般的なコンセンサスが得られました。拡大委員会による検討のために付託された最低履行要件及び修正版年次報告テンプレートが、その証拠です。

遵守委員会は、2013 年における事務局の意欲的な作業計画を定め、遵守の改善を中心に取り組むこととしました。オーストラリアは、今後数年間において、本件が拡大委員会の焦点になるべきものと信じています。

拡大委員会は、総漁獲可能量及び国別配分量を設定するという毎年の主要課題に対処することに時として困難を強いられてきました。昨年の拡大委員会で管理方式が採択され、今後 3 年間の漁獲可能量が設定されているので、オーストラリアとしては、今週は拡大委員会の視点をサメ、海鳥及び海亀のような生態学的関連種に対するみなみまぐろ漁業の影響への取組に向けるときであると考えています。重要な第一歩は、拡大委員会が、2011 年に更新され

た「みなまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告」をベースとした法的拘束力を有する措置を採択することでしょう。

最後に、ホストである日本に今一度感謝申し上げるとともに、オーストラリアは、今週、拡大委員会が目標を達成するために、引き続き全メンバーと共に建設的かつ協力的に作業していくことをお約束いたします。

ありがとうございます。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、おはようございます。

私の代表団を代表して、我々を温かく歓迎していただき、また、昨日素晴らしいエクスカージョンを計画してくださった日本政府に感謝いたします。我々一同、エクスカージョンと美味しいランチを満喫いたしました。また、会合文書の準備及び会合の手配をしてくださった事務局のケネディー氏及びスタッフにも感謝申し上げます。また、協力的非加盟国の南アフリカ及び欧州連合代表団の皆様、並びにアホウドリ類及びミズナギドリ類の保全に関する協定、漁業開発協議会インターナショナル (FDIC)、ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル、トラフィック、及び日米研究インスティテュートからのオブザーバー参加も歓迎いたします。

昨年、我々は、SBT産卵親魚資源の暫定的な再建目標の達成を確保すべく、管理方式 (MP) を、みなみまぐろ (SBT) の全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するための指針に使用するという大変重要な決定をいたしました。今年8月東京で開催された拡大科学委員会 (ESC) は、MPと統合的な形で、指標のレビュー、2011年の資源評価及びMPへの入力に基づき、拡大委員会が2011年に決定したTACを修正する必要はないということを勧告しました。そのような状況でありますから、今年のTACについては、これ以上検討する必要はなく、それゆえに、我々は、CCSBTが採択した保存管理措置を確実に履行する方法を検討することにより時間を費やすことが可能となります。

漁獲証明制度 (CDS) は、メンバー及び協力的非加盟国によるSBT漁獲を監視するために極めて重要な措置であり、それゆえに、我々は、それをどう改善するかを検討し、さらに、非メンバーである市場国の協力を呼びかけるべきです。リスク削減のために、監視・管理・取締り (MCS) 措置の創設に向けた発展途上国を支援することは、我々が関心を有するもう一つの課題です。さらに、科学的研究のために、みなみまぐろの全ての死亡要因について情報収集し、拡大委員会に報告すべきことも大変重要な課題です。

最後に、私は、これから数日間にわたり、SBT 漁業について前向きな成果を達成するために、全メンバー及び協力的非加盟国の皆さんと共に作業することを楽しみにしております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様。

この度、皆様とお会いし、第19回拡大委員会会合に参加できることを大変喜ばしく思っております。そして、インドネシア政府を代表して、この美しい高松市でCCSBTの第19回拡大委員会会合をホストしていただいた日本政府、そして、通訳の方々はもちろん、今次会合の開催にあたり多大なるご尽力をされた事務局の職員の方々に対して、心より御礼申し上げます。

既にお気づきの方もおられるかと思いますが、インドネシアがメンバーとしてこの会合に参加するのは、2008年以来、今回で5回目です。インドネシアは、委員会のメンバーとして、CCSBT決議の遵守を通じ、SBTの持続可能な資源管理を確保するために、多大な努力をしております。とりわけキャパシティ・ビルディング及び沿岸零細漁業において船舶サイズが多様であることなど、多くの障害はありますが、まぐろ漁業者協会が代表する民間部門と手を取り合って、我々は、我々の深刻な懸念を表しつつ、SBT資源の保存管理及び利用のための活動に積極的に参加してまいりました。

SBTに関するデータ収集の強化を支援するべく、我々は、海洋漁業省令 No.PER.18/MEN/2010 に基づき、漁業ログブックを導入しました。我々は、この規則を通じ、また、漁業ログブックの導入により、インドネシアのデータ収集が多いに改善し、CCSBTのCDS制度の実施強化が可能になると信じております。さらにまた、沿岸零細漁業にもログブックを導入することでSBTに関するデータ収集を実施します。

RFMOの措置及び決議を遵守する我々の約束の一環として、2012年にインドネシアは、公海に関する省令No.PER03/MEN/2009に替わって、公海における捕獲型漁業事業に関する省令No.PER12/MEN/2012を制定しました。当該省令の目的は、漁業管理の改善を通じて、持続可能なまぐろ資源を維持することです。また、この新しい省令は、海亀、海鳥及びサメに関する緩和措置も採用しています。

航海中及び/又は漁業の際には、VMSの搭載及び稼働が義務であることは、明確に理解されております。この件のフォローアップとして、インドネシアは、VMSの実施に関する省令No. PER.05/MEN/2007を公布しました。当該省令上、3つの事項が規定されており、それは次のとおりです。(i) 100GT以上の外国籍漁船は、自身で送信機を調達することが義務付けられている。(ii) 60-100GTの漁船は、在庫がある場合は、政府所有の送信機を借用してもよい。(iii) 60GT以下の漁船は、政府が調達したオフラインのVMSが提供される。しかしながら、SBT及び他のまぐろ種の管理を改善するための必要性に応じて、また、RFMOの措置及び決議に遵守するという我々の約束に従って、近い将来、インドネシアは、この省令を修正いたします。

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様。

最後に、我々が、CCRFと統合的な形で、SBT漁業管理及びその持続的利用を、将来にわたって持続的に発展させていくことについて、実り多く満足のいく結果を生み出すために一緒に手を取り合うことができることを祈念いたしまして、冒頭の挨拶といたします。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。

日本代表団を代表して一言申し上げます。まず初めに、皆様の高松への来訪を私からも心より歓迎します。昨日のエクスカージョンの疲れが残っている方もいらっしゃるかもしれませんが、この会場からも一望できる美しい瀬戸内海の海をご覧になって少しでもリラックスして頂ければと思っております。このような素晴らしい会場を用意して下さった香川県、高松市に私からも感謝の意を申し上げたいと思います。また、事務局の皆様におかれましては、いつもどおり質の高い会合文書や会合準備して下さったことに感謝申し上げます。

さて、CCSBTは、管理目標の設定とMPの採択によって、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じで確保するという責務を果たすための長い道のりをようやく歩みだすことができました。私達は大きな事を成し遂げました。しかしながら、私達はこれに満足せず、みなみまぐろの資源の確実な回復のために自分達の責務を全うしなければなりません。自分達の責務の一つ、それはこれまでCCSBTで採択された保存管理措置を遵守することです。日本は、メンバー及び協力的非メンバーの保存管理措置の遵守状況に問題があるとしたら、そのような状況を放置することはできません。また、みなみまぐろの市場国として、そのような漁獲物を受け入れる用意もありません。この点は拡大委員会ですっきりと議論していきたいと思えます。

最後になりましたが、出席者の皆様には、香川県での滞在を満喫して頂きたいと思っております。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ、テナ コウトウ、テナ コウトウ カトア。ナガ ミヒ
ヌイ キ ア コウトウ。

[皆様、こんにちは、こんにちは、こんにちは！]

ニュージーランドの代表団として、この会合の議長、代表団の皆様及びオブ
ザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、ホストである日本政府に対して、本日我々を迎え入れてくださ
ったことに感謝申し上げるとともに、今次会合の会場として美しい高松市を
選択してくださったことに御礼申し上げます。

また、昨日のエクスカッションについて、日本の水産庁及び香川県・高松市
にも御礼申し上げます。あいにくの雨ではありませんが、美しい庭園のツア
ーは大変楽しく、ランチは格別でした。また、ニュージーランドの代表団は、
昨日のアルゼンチンにおける世界的に有名なラグビーでの我が国の見事な勝
利に一層喜んでおりました。とても良い一日でした。

さて、我々の目前にあるこの会合に目を向けますと、ニュージーランドは、
当委員会の重要な作業において、より建設的な話し合いができることを楽し
みにしております。昨年 of 管理方式の採択は、我々全員にとって重要なマイ
ルストーンでした。それは、関係の方々全員の膨大な作業の賜物であり、ま
た、みなみまぐる資源が回復の一途をたどることを確保するために不可欠な
第一歩でした。管理方式が採択された結果、今年の私の冒頭挨拶が簡潔なも
のになっています。

さらに、我々の目前にある他の重要な作業に集中する時間ができたわけであ
り、やるべき作業がもっとあります。我々は、今次会合中に、遵守委員会か
ら、当委員会の監視・管理・取締りに関する取決めの強化のために必要だと
メンバーが考える作業計画についての報告を受けます。また、我々は、科学
委員会から、資源状況及びこれに影響を与えているものに対する我々の理解
を向上させるための作業計画提案に関する報告も受けることとなります。

今正に、当委員会には、戦略計画によって特定された数々の課題を大きく進
展させる時間があるのです。これらの課題の多くは、数年前に実施されたパ
フォーマンス・レビューにおける委員会メンバーの優れた作業の賜物です。

ニュージーランドの考えを申し上げれば、今は、新規メンバーの潜在的な関
心事を取り上げる手法を検討するとともに、みなみまぐるそのものに漁業上
の関心を有している国なのか又は他の漁業を行うことで SBT 資源に影響を及
ぼしている国なのかを特定するための積極的な作業を行う時期にあると考え
ます。

また、ニュージーランドは、生態学的関連種に対するみなみまぐろ漁業の影響評価を確実に進展させることに特に関心があります。我々は、最近の生態学的関連種作業部会会合で進展が見られたことに励まされました。これは、重要な作業分野であり、この進展を無駄にしてはいけません。今次会合においては、データ交換規則に関する決定、及びリスク分析に基づく漁業影響評価手法の採択が重要案件となるでしょう。

議長、最後に、ニュージーランドは、近年における当委員会の進展に励まされており、今次会合において更に前向きな成果を達成することを楽しみにしております。

ありがとうございました。

韓国のオープニング・ステートメント

議長、ケネディー氏、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様。

まず初めに、CCSBTの第7回遵守委員会会合及び第19回年次会合をホストしていただいた日本政府に感謝申し上げます。また、会合の準備をくださった事務局に感謝いたします。代表団が昨日のエクスカージョンを堪能したことについてお礼を申し上げなくてはなりません。香川県・高松市に対し、我々を温かく歓迎してくださったことに感謝申し上げます。

昨年、拡大委員会は、管理方式、すなわちMPを採択することで、みなみまぐろの保存管理上重要な時を刻みました。かかる過程に関わった全ての方々の貢献、努力及び妥協のおかげで、CCSBTは最も効果的な漁業管理機関の一つであるということを世界に誇りを持って証明することができました。

最初の3年間のブロックは、我々の今後の管理の方向性を示す目印となるものであり、特に重要です。今年は、MP実施の一年目であり、科学的には、まだ我々は気を抜くことはできません。しかしながら、私は、CCSBTは昨年我々が共に描いた正しい道を辿っており、最終的にその目的を達成できるものと確信しています。

今、我々は、「やるべきリスト」にある最も重要な仕事の一つを完了しましたので、生態系関連種の管理、報告書テンプレート、遵守に関する評価、CCSBT戦略計画の実施、及び予算上の課題等他の重要な課題に焦点を合わせる用意ができています。私は、メンバー及び協力的非加盟国が、これまでと同様の協力と連携の精神で、お互いの見解やアイデアを積極的に共有し、そして、懸案事項に対処するための最善の方法を見出すことを期待しています。

最も効果的な漁業管理機関の一つであるという名声を維持できるかどうかは、我々にかかっています。拡大委員会は、ベストプラクティスを維持するために絶え間ない努力をし、改善の点を特定し必要に応じて必要な変更を実施していく必要があるでしょう。韓国は、CCSBTの責任あるメンバーとして、かかる努力において自国の役割を果たすことができるよう最善を尽くす所存です。

ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご列席の皆様。

この度、みなみまぐろ保存委員会の年次会合に参加することができ大変喜ばしく思います。残念ながら、やむを得ない理由のため、2010年及び2011年の会合には参加できませんでした。今次会合をホストして下さった日本に感謝申し上げます。

EUは、可能な限り最善の方法で、持続的な海洋漁業管理に貢献することを確約いたします。したがって、現在、我々は、EUの共通水産政策の改正に向けたプロセスにあり、これによって、水産資源を持続的なレベルに戻すことを積極的な目的としています。また、いかなる保存政策もそれ単独ではではほとんど効果がないため、この改正には重要な対外的事項も関連しています。

多国間による国際協力を通じた管理システムを構築及び支援することが、EUの対外水産政策における優先事項です。これは特に、RFMOが最高の機能を保持するためのプロセスにEUが貢献することであり、それによってRFMOが自らの任務を遂行できるようになります。この考えに基づき、EU委員会は、2012年5月にRFMOに関する一日限りの会議「将来への適合」を開催し、RFMOの能力を強化する方法について、関心のある全ての締約国と議論しました。これにつきましては、後ほど、今次会合中に簡単にご報告いたします。

EUは、15あるRFMOの積極的なメンバーの一員として、またCCSBTの協力的非加盟国の一員として、漁獲報告・文書作成義務を含む保存管理措置の遵守を確保することを引き続き確約いたします。またEUは、漁業活動から最良のデータが確実に得られるよう努力しており、それによって、漁業管理に関する決議のベースとなる科学的助言の足掛かりを提供することができます。

我々は、メカジキ・サメを対象とするEUはえ縄漁船によるみなみまぐろの避けられない混獲に関するデータを遅滞なく提出するための改善方法について引き続き検討しています。そのような混獲を最小限に留めるために多大な努力が払われています。2010年においては、EU船団による混獲は、総漁獲量の0.05%に過ぎず、2011年に関しても、最終的に混獲の数値が修正されれば、この割合は更に低くなるでしょう。報告に関する義務の更なる改善のため、我々は、皆さんと建設的に作業を行うことを望んでおります。

最後に、EUは、今なお、正式メンバーとしてCCSBTに参加することを強く望んでおり、その第一歩として、「地域的な経済統合のための機関」の拡大委員会への加入の可能性に関する討議の再開を望んでおります。

我々は、今次会合に参加するのを楽しみにしており、会合が生産的で成果のあるものとなることを期待しています。

ありがとうございました。

南アフリカのオープニング・ステートメント

みなみまぐろ保存委員会の 2012 年年次会合をホストしていただいた日本政府に対し御礼を申し上げるとともに、2012 年 9 月 27-29 日に開催された遵守委員会会合に参加できなかったことをお詫びいたします。これは、残念かつ予期せぬ事務的な問題によって、南アフリカ代表団が最終的に CCSBT 年次会合への出席の承認を得たのが 2012 年 9 月 26 日になったためです。とはいえ、我々の委員会会合への参加が、南アフリカの CCSBT へのコミットメントの表れとなることを願っています。

また、事務局職員に対しましても、メンバーだけでなく、協力的非加盟国にも同様に事務的な支援を行うという点において、その作業効率の良さ、プロフェッショナリズム、質の高い作業に感謝申し上げます。さらに、我々は、新しくコンプライアンス・マネージャーに任命されたスージー・アイボールさんにお祝いを申し上げるとともに、彼女の起用が、事務局の作業を向上させるものと確信しております。

昨年バリで開催された委員会会合の最後において、南アフリカ代表団は、提案された 2012-2014 年の割当量について自国の政治指導者と話し合いを持ち、その結果を事務局に報告することを約束しました。もっと早期に報告することができなかったことをお詫び申し上げます。他方で、我々が直面している困難な状況を説明する必要があります。南アフリカが条約に加入した場合の 2013 年及び 2014 年の提案された同国向け割当量の増加分は、同国代表団が有していたマンデートを著しく下回るものでした。我々の政治指導者は、発展途上の沿岸国である南アフリカにとって、提案された増加量では、経済的に採算が合わないと考えています。この微々たる増加量は、南アフリカが、自国水域内で SBT が回遊する 4 つの国のうちの 1 つであることを考慮していません。その上、メンバーによるこの決定は、自国 EEZ 内に生息する海洋資源を漁獲する沿岸国である南アフリカの UNCLOS 上の国権を適切に認めたものではありません。我々の政治指導者の見解は、次のとおりです。つまり、南アフリカは CCSBT に十二分に協力してきていますが、かかる協力が適切に認識されてきておらず、提案されている現行の割当量では、自国が加入する利点もはっきりしないということです。南アフリカによる協力は、自国向けの少量のみみなまぐろ割当量を管理するために実施された措置をご覧になれば明白であります。すなわち、これらの措置は、全船舶に対する VMS 義務、CCSBT 全メンバーの中で最大の船上科学オブザーバー計画、船上ログブック、水揚げに関する電子的サマリー、並びに港における全ての水揚げ及び転載の独立監視などであり、これらに限定されません。さらに、自国の沿岸において、南アフリカは、我々の港を利用する外国籍船舶によるみなまぐろの水揚げ及び転載を特に監視及び管理するための寄港国措置を自主的に自己負担で実施してきております。以上をかんがみれば、我々の政治指導者は、依然として、CCSBT への南アフリカの加入のメリットについて慎重に検討しています。

南アフリカは、あらゆる場面において、自国に影響を及ぼす決議に付随する透明性の欠如に対して不満を申し上げてまいりました。我々は、今後議論が進展していく中で、CCSBTのメンバーによって本件が取り上げられることを期待しています。

最後に、南アフリカが引き続き CCSBT の保存管理措置を確実に実施することを委員会に約束いたします。第7回遵守委員会会合報告書を踏まえ、我が国の遵守上の記録に関連する質問が他国から提起された場合には今次会合中に回答する所存です。

高松での滞在が短くなってはしまいましたが、それでも、この興味深い街を探索する機会を見つけたいと思います。

議長、ありがとうございました。

漁業開発協議会インターナショナルのオープニング・ステートメント

議長、メンバー国、協力的非加盟国及びオブザーバーの皆様。

漁業開発協議会インターナショナル（FDCI）は、オブザーバーとして今次会合に参加する機会が持てましたことを光栄に存じます。FDCIの主要な目的の1つは、国際協力及び情報交換を通じて水産資源の持続的利用を促進し、それにより、食料安全保障及び世界的な水産業界の社会経済に対する漁業の貢献を確実なものにすることです。

FDCIは、みなみまぐろ（SBT）の持続可能性を確保するための保存管理措置の採択に向けたCCSBTの作業を高く評価したいと思います。2011年のCCSBT会合において、管理方式を採択し、SBTの全世界の総漁獲可能量（TAC）の設定のための指針を開発したことは、枯渇寸前のSBT資源の保存に向けた一歩でした。そうではありますが、MPのパラメーターは、2035年までに初期産卵親魚資源の20%とする暫定的再建目標値まで資源を再建するものです。我々の見解では、これは、乱獲されてきた資源の再建には長すぎるように思えます。他の海洋でも同様の現象が発生したことがあります。我々は、同じ歴史が繰り返されるのを待ってはいけません。手遅れにならないうちに、より徹底的な措置を講じ、SBT資源が再建する可能性を更に高めるべきです。

また、CCSBTによって採択された措置の効果的な実施は、我々の主要な関心事項の1つです。ある文書によれば、相当量のSBTがCCSBT漁獲証明制度の遵守を必要としない非加盟国によって輸入されており、CCSBTのMCSに関する取組の抜け穴となっていると考えられると報告されています。委員会は、必要な措置を講じ、そのような抜け穴を確実に塞ぐべきです。

最後に、今次会合の準備をしてくださった日本政府に感謝申し上げるとともに、今次会合の成功を願っております。ありがとうございました。

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル のオープニング・ステートメント

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル (HSI) は、オブザーバーとしてこれらの重要な協議に参加する機会を与えてくださいましたことに対し、委員会に感謝申し上げます。CCSBT18におけるメンバーによる管理方式 (MP) の合意は、重要な達成事であり、それによって、SBT資源の確実な回復という恩恵があることを願っております。HSIは、可能な限り短期間で、最も確証の高いSBT資源回復を確保することを目標としたMPを強く支持いたします。しかしながら、HSIは、かかる状況によって、この漁業が生態学的関連種 (ERS) に対して更に影響を与えかねない可能性を最も懸念しております。そのため、漁業による影響を改善する努力が加速されなければならないと言えるでしょう。南オーストラリアにおける同国遊漁者によるSBT漁獲及び近年のトロール漁業開発によるSBT餌料種資源への影響の可能性は、CCSBTメンバーの関心を引く最近の課題ではありますが、だからといって、長期にわたる管理不全を陰に隠してしまはいけません。ここでの留意点は、特に、混獲です。HSIは、混獲の管理要件の遵守を確保するメカニズムを特定する緊急な必要性があると考えています。これに関してはCC7報告書のパラグラフ 57をご覧ください。

MPに関する議論は、ある程度長い期間メンバーの焦点ではありましたが、HSIが考える限り、これ以外の漁業管理に関する課題は満足いくようには進展しませんでした。海鳥の混獲を最小限にするというような重要な課題に取り組むため、並びにサメ及びその他のERSの混獲を最良に管理するための具体的な進展は、確実に欠如しています。この状況は、最近のIUCNレビュー (地域漁業管理機関による混獲及び投棄管理のパフォーマンス評価) において明確にされ、CCSBTに対する評価は大変低いものでした。しかしながら、このレビューは、HSIが留意するCCSBT事務局による継続中の休会期間中の膨大な努力、すなわち、メンバーが自身の漁業操業に関してより正確で、一貫性があり、包括的な報告をするための制度を構築に向けた事務局による努力よりも先に実施されたものでした。今は、正確に、どのメンバーが、どのようにしてという観点から、パフォーマンスの改善が必要であることは明かでしょう。かかるIUCNレビューは、「測定可能で定量的な履行基準を有する法的拘束力のある保存管理措置が、問題となる混獲行為の影響を緩和し、適応性のある管理に導くために必要である。」と判断しています。これは、CC7の報告書のパラグラフ61に反映されています。

このレビューは、このほか、「混獲抑制措置の遵守を達成すべく、RFMOにおいては効果的な取締りの枠組みが必要である。」と述べています。HSIが、

¹ ジルマン、E、パスフィールド、K、ナカムラ、K、2012.地域漁業管理機関による混獲及び投棄管理のパフォーマンス評価。IUCN、グランド、スイス、ix + 484pp.

メンバーによる検討の中心議題として奨励するのは、正にこの分野であり、特に混獲管理に関する要件の遵守を確保することです。これがなかった場合には、MPの規定に基づく将来のTAC増加は、併発するはえ縄による混獲増加を回避する措置として、停止されなければなりません。覚えておいてください。TACを2トン増加するごとに、一羽以上のアホウドリがはえ縄漁業によって死んでしまうのです。

CCSBTと管轄権が重複しているRFMOは、最近、より効果的なアホウドリ混獲緩和規則を導入し、CCSBTの船舶は、現在、それを実施することが必要です。そのため、CCSBTは、当委員会の特定の海鳥混獲に関する規則を修正することが必要とされています。ERSWG9における6番目の勧告に注目してください。これは、今次会合での採択が要請されているものです。かかる修正によって、追加的な遵守に関する検証の必要性と機会が生じることでしょう。例えばこれには、一日の投縄のパターンを立証するためのVMSの適切使用や、海鳥混獲回避のための加重縄等の特定の漁具に関する洋上及び港での検査があります。本件は、残念ながらCC7会合では検討されず、このことは同会合報告書パラグラフ60に反映されています。オーストラリアの文書

(CCSBT/CC/1110/10、9ページ)にあるオブザーバー計画の適切なカバー率と同様に、遵守に関する検証方法及びメンバーが達成すべき目標が設定される必要があります。オブザーバーカバー率は、緩和効率の測定に必須であり、科学的助言が統計的信頼性を持って提供可能とするためにも適切なものである必要があります。おそらく、これを達成させるための唯一のオプションは、利用可能な予算の範囲で必要なレベルのオブザーバーカバー率を達成するべく、TACの削減を通じてはえ縄の漁獲努力量を縮小することです。

最後に、遵守レベルについての現在の不確実性が継続する限り、SBT資源がより大きく回復する可能性を高めるためにも、混獲のレベルを抑制する1つの手段として最も保守的なMPに従うよう再度メンバーに要請いたします。

議長、メンバーの皆様、ご清聴ありがとうございました。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィック及び WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は、今回の重要な審議に貢献できることを楽しみにしています。

我々は、みなみまぐろ（SBT）の産卵親魚資源量が、依然として初期資源量の非常に僅かな一部分となっていることに引き続き大きな懸念を持っています。しかしながら、2035年までに初期産卵親魚資源量の20%まで70%の確率で資源を回復させるという暫定的な再建目標を持つ管理方式が2011年に採択されたことを歓迎いたします。我々は、委員会に対して、暫定的再建目標を確実に達成するよう要請いたします。

これで暫定的な再建目標の問題が解決したのですから、委員会の優先課題は、SBT資源の長期的目標を明確にするための行動を起こすこととなります。特に、委員会は、資源が確実に生物学上安全なレベルにまで素早く回復できる初期産卵親魚資源に対する比率を、予防原則の適用と整合的な形で、決定しなければなりません。

生態学的関連種に関しましては、CCSBTにおいてこれを進展させるために若干の配慮が払われた一方で、達成感が認識されるには依然として前途遼遠です。今次会合に提出された関連文書の別紙 A、すなわち、管理措置の遵守状況について調査した文書によれば、情報提供に関して、メンバー及び協力的非加盟国はほとんど遵守していません。それゆえ、我々は、より良いデータ交換に関する勧告を支持するとともに、委員会が、混獲に関する Kobe プロセスからの勧告を採択し、かつ、これらの勧告を義務的措置として採択することを検討するよう要請いたします。

最後に、この漁業において全ての死亡量を計上することの重要性に触れたいと思います。事務局による CDS と貿易データの比較作業、中国において SBT 製品を特定した我々の遺伝子解析作業は、これら全ての SBT 漁獲及び取引がメンバー又は協力的非加盟国のどちらかによるものであり、そして、当事国は委員会が合意した措置に従っていることを確認する必要性を浮き彫りにしています。加えて、非商業的な SBT 漁獲は、ほんの少数のメンバーに限られており、ニュージーランドは、2004年以來、自国の割当量から当該漁獲量を差し引いている一方で、オーストラリアはそれを怠っています。2011年のオーストラリアの非商業漁獲量は、240トンを超えており、現在の資源状況や管理方式の枠内に全ての死亡量を含める必要性から見れば、これは相当な量です。条約においては、配分量から非商業漁獲量を差し引くことに関しての免除規定はありません。したがって、我々は、委員会に対して、今次拡大委員会において、今後このような非遵守は厳重に対処され、かつ、IUU 漁獲と

して見なされるということを声明を通じて確認していただくよう要請いたします。

我々は、**SBT** 並びに他の生態学的関連種、特にサメ、海鳥及び海亀を効果的に保存するために、切迫感をもって必要な決定を行うようメンバーに要請いたします。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会報告書

- 1 メンバーは、財政運営委員会の議長をポール・ロス氏（オーストラリア）とすることに合意した。FAC は、議長が提案した一般議題に合意した。
- 2 FAC は、2012 年修正予算、2013 年予算案を審議した。これには、委員会による科学航空調査への資金拠出、遵守委員会が勧告した追加的な活動及び分担金安定化基金の創設の可能性が含まれる。また FAC は、発展途上のメンバー・CNM への支援の可能性についても検討した。

2012 年修正予算

- 3 事務局長は、特に、コンプライアンス・マネージャーの雇用並びに遵守委員会及び拡大委員会会合に関して経費節約できたことを強調しつつ、2012 年修正予算の概要を説明した。当該修正予算は、CCSBT-EC/1210/05 のとおり。387,977 ドルの余剰金を 2013 年予算における収入として繰り越すことが提案されている。FAC は、事務局長による当該予算策定のための作業に謝意を表明した。
- 4 FAC は、拡大委員会が付属書 A の 2012 年修正予算に合意するよう勧告する。

2013 年予算案

- 5 FAC は、CCSBT-EC/1210/06 で概説されている 2013 年予算案を検討した。FAC は、2012 年からの繰り越しが見込まれる余剰金を利用した分担金安定化基金（CSF）の創設にかかる提案を検討した。また FAC は、事務局長が作成した遵守委員会が勧告する追加的活動を含む一般予算案の改訂版についても検討した。
- 6 事務局長は、2013 年の会合にかかる経費が全般的に少なくなることが見込まれることから、CCSBT-EC/1210/06 で示される 2013 年予算案は、2012 年予算と比較して約 4%縮小しているものであったと説明した。CCSBT-EC/1210/05 において示されるとおり 2012 年において特例的な節約が達成されたことから、220,000 ドルが CSF として利用可能であることが見込まれた。
- 7 FAC は、EC に対して、遵守委員会が勧告した追加的活動、すなわち、品質保証レビューのトライアル、遵守にかかる休会期間中の作業及び遵守ワークショップにかかる経費を 2013 年予算に計上するよう勧告した。
- 8 FAC は、2013 年の会合開催計画案を検討した。FAC は、拡大委員会に対して、以下のとおり勧告する。

- (i) 3日間の遵守委員会作業部会（CCWG）会合を、2013年4月又は5月にキャンベラで開催する。オーストラリアは、無償で利用できる会場を確保するよう努力することとし、これによって節約が期待できる。
 - (ii) 次回の ERSWG 会合を、8月下旬/9月上旬にキャンベラにて、拡大科学委員会と連続して開催する。これによって、約 45,000 ドルの節約となり、CCWG の経費を部分的に埋め合わせることが可能となる。かかる会合前に ERS データを提供するべく、メンバーは、合意済みの「ERSWG データ交換」において特定されている 2010 年及び 2011 年分の ERS データを 2013 年 4 月 30 日までに交換することに合意した。合意済みの「ERSWG データ交換」にかかる提案に基づき、2012 年分のデータについては、2013 年 7 月 31 日まで交換することを要請されない。
 - (iii) 4 日間の科学専門家会合を、米国ボストンで開催される資源評価手法に関する世界会議の翌週、同国メイン州ポートランドにて開催する（2013 年 7 月 22-25 日）。この専門家会合の参加予定者の多くが、この世界会議に参加する予定である。
 - (iv) 拡大科学委員会、遵守委員会及び拡大委員会の年次会合については、CCSBT-EC/1210/06 で示されるとおりに実施及び予算計上すべきである。
- 9 FAC は、2013 年において引き続き 3 人の諮問パネルが必要となり、また 2014 年には 4 人全員の諮問パネルとコンサルタントが揃う必要があるかもしれないという科学委員会からの助言に留意した。FAC は、拡大委員会に対して、2013 年は 3 人の諮問パネルのための予算を引き続き計上すべきことを**勧告**するとともに、2014 年においては諮問パネル及びコンサルタントの追加分をカバーするためにより多くの予算計上が必要となるであろうと注意喚起した。

科学航空調査経費の一部負担

- 10 FAC は、委員会が科学航空調査への資金拠出を肩代わりするというオーストラリアからの提案を検討した。メンバーは、航空調査が委員会の資源評価に利用される唯一の非漁業依存データであること、及び委員会がかかる作業に対して拠出するための方途を模索すべきであることを認識した。一部のメンバーが直面する予算上の制約から、この段階で、同調査費用の全てに対して資金拠出することに合意するのは不可能であることが留意された。オーストラリアは、メンバーが同調査の費用の一部に対して資金拠出するという提案を示した。議論の結果、FAC は、拡大委員会に対して、2013 年予算においては、100,000 ドルを航空調査作業の経費の一部に当てよう**勧告**することに合意した。
- 11 さらに、科学航空調査経費のための 100,000 ドルは、事務局が、オーストラリア政府農業・漁業・林業省（DAFF）からの請求書及び同調査の成功裏の終了についての通報を受領後、事務局から DAFF に支払われることも合意された。

発展途上のメンバー・CNM への支援

- 12 FAC は、2013 年の一般予算に 12,500 ドルを計上し、発展途上のメンバー・CNM の関連ワークショップへの参加に対する支援、及び委員会によるこれらの国々のためのワークショップ開催費用に当てることに合意した。
- 13 発展途上のメンバー・CNM は、休会期間中に、かかる予算の利用を申請することができ、事務局は、メンバーによる休会期間中の合意を条件として、これを提供する。

分担金安定化基金の創設

- 14 FAC は、上記の追加的な項目が予算案に反映されれば、CSF のための余剰金はもはや存在しないことに留意した。したがって、FAC は、拡大委員会に対して、現段階で CSF の創設を検討すべきではないと **勧告する**。

2013 年勧告予算

- 15 FAC は、2013 年の拡大委員会の一般予算について、この文書の付属書 B のとおり **勧告する** ことに合意した。拡大委員会は、勧告された予算がメンバーの分担金を 5% 増額させるものである点を留意するよう要請された。

2012年一般予算

収入	2012年 承認予算	2012年 修正予算	% 増加率
メンバー分担金	\$1,553,962	\$1,553,961	0.0%
日本	\$478,885	\$478,885	
オーストラリア	\$478,885	\$478,885	
ニュージーランド	\$148,517	\$148,517	
韓国	\$158,431	\$158,431	
漁業主体台湾	\$158,431	\$158,431	
インドネシア	\$130,812	\$130,812	
職員課徴金	\$79,700	\$64,518	-19.0%
前年からの繰越金	\$243,438	\$243,438	0.0%
利子収入	\$43,000	\$98,930	130.1%
総収入額	\$1,920,100	\$1,960,848	2.1%

支出	2012年 承認予算	2012年 現在までの支出	今後の 支出見込み ¹	2012年 修正予算	% 増加率
年次会合ー(CCSBT19)(CC7)	\$362,200	\$30,604.54	\$200,600	231,205	-36.2
独立議長	\$41,600	7,835	28,600	36,435	-12.4
通訳費用	\$61,200	6,275	52,600	58,875	-3.8
会場借料及びケータリング	\$138,500	0	44,200	44,200	-68.1
機材借料	\$75,800	0	50,800	50,800	-33.0
会議文書翻訳費用	\$10,000	0	10,000	10,000	0.0
事務局費用	\$35,100	16,494	14,400	30,894	-12.0
第17回SC	\$211,000	\$47,550.78	\$126,500	174,051	-17.5
通訳費用	\$42,400	12,000	29,200	41,200	-2.8
会場借料及びケータリング	\$7,500	0	7,500	7,500	0.0
機材借料	\$45,400	0	28,600	28,600	-37.0
コンサルタントー議長及び諮問パネル	\$78,100	17,077	49,300	66,377	-15.0
会議文書翻訳費用	\$1,000	0	1,300	1,300	30.0
事務局費用	\$36,600	18,474	10,600	29,074	-20.6
補助委員会	\$116,600	\$88,441.31	\$0	88,441	-24.1
ERS作業部会会合	\$116,600	88,441	0	88,441	-24.1
特別プロジェクト	\$23,700	\$4,598.36	\$17,700	22,298	-5.9
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$5,400	\$0	5,400	5,400	0.0
CPUEシリーズ開発	\$2,900	\$98	1,400	1,498	-48.3
標識放流計画調整費	\$10,600	\$4,500	6,100	10,600	0.0
ERSWG議長のRFMO混獲作業部会への参加	\$4,800	\$0	4,800	4,800	0.0
事務局経費	\$1,071,300	\$518,264.00	\$413,800	932,064	-13.0
事務局職員経費	\$686,700	\$339,803	277,500	617,303	-10.1
職員課徴金	\$79,700	\$34,618	29,900	64,518	-19.0
職員の社会保障費	\$116,700	\$54,166	59,100	113,266	-2.9
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$16,300	\$7,761	5,700	13,461	-17.4
旅費/運搬費	\$23,000	\$25,164	400	25,564	11.1
委員会報告書の翻訳	\$25,000	\$11,876	13,200	25,076	0.3
トレーニング	\$2,000	\$0	2,000	2,000	0.0
一時帰国手当	\$8,000	\$5,259	500	5,759	-28.0
その他職員費用	\$2,200	\$1,221	900	2,121	-3.6
採用に係わる費用	\$63,500	\$14,296	500	14,796	-76.7
職員退職金引当（累積される負債）	\$48,200	\$24,100	24,100	48,200	0.0
事務所管理費	\$135,300	\$68,212.12	\$56,600	124,812	-7.8
事務所賃貸料	\$53,900	\$39,719	13,600	53,319	-1.1
事務所費用	\$54,600	\$23,959	27,600	51,559	-5.6
物品購入費	\$14,600	\$0	10,000	10,000	-31.5
電話/通信費	\$12,200	\$4,533	5,400	9,933	-18.6
総支出額	\$1,920,100	757,671	815,200	1,572,871	-18.1

1 これらの見積もりは、100ドル単位で切り上げ。

2013年承認一般予算

収入	2012年承認予算	2013年承認予算	増加額
メンバー分担金	\$1,553,962	\$1,630,443	
日本	\$478,885	\$502,455	\$23,570
オーストラリア	\$478,885	\$502,455	\$23,570
ニュージーランド	\$148,517	\$155,826	\$7,309
韓国	\$158,431	\$166,229	\$7,798
漁業主体台湾	\$158,431	\$166,229	\$7,798
インドネシア	\$130,812	\$137,250	\$6,438
職員課徴金	\$79,700	\$73,900	-\$5,800
前年からの繰越金	\$243,438	\$387,977	\$144,539
利子収入	\$43,000	\$48,000	\$5,000
TOTAL GROSS INCOME	\$1,920,100	\$2,140,320	\$220,220

支出	2012年 承認予算	2013年 承認予算	増加率
年次会合ー(CC/EC/CCSBT)	\$362,200	\$229,200	-37%
独立議長	\$41,600	\$51,800	25%
通訳費用	\$61,200	\$53,800	-12%
会場借料及びケータリング	\$138,500	\$57,400	-59%
機材借料	\$75,800	\$28,600	-62%
会議文書翻訳費用	\$10,000	\$10,000	0%
事務局費用	\$35,100	\$27,600	-21%
SC/ESC会合	\$211,000	\$174,400	-17%
通訳費用	\$42,400	\$37,100	-13%
会場借料及びケータリング	\$7,500	\$21,200	183%
機材借料	\$45,400	\$13,800	-70%
コンサルタントー議長及び諮問パネル	\$78,100	\$98,100	26%
会議文書翻訳費用	\$1,000	\$3,000	200%
事務局費用	\$36,600	\$1,200	-97%
補助委員会	\$116,600	\$245,120	110%
生態学的関連種作業部会会合	\$116,600	\$74,000	-37%
遵守委員会作業部会会合	\$0	\$107,020	-
オペレーティング・モデル/管理方式技術会合	\$0	\$64,100	-
特別プロジェクト	\$23,700	\$258,600	991%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$5,400	\$5,400	0%
CPUEシリーズの開発	\$2,900	\$2,900	0%
標識放流計画調整費	\$10,600	\$3,000	-72%
科学航空調査	\$0	\$100,000	-
ERSWG議長のtRFMO合同混獲作業部会への参加	\$4,800	\$4,800	0%
発展途上国への支援	\$0	\$12,500	-
品質保証レビューのトライアル	\$0	\$100,000	-
休会期間中の遵守作業	\$0	\$30,000	-
事務局経費	\$1,071,300	\$1,098,800	3%
事務局職員経費	\$686,700	\$678,600	-1%
職員課徴金	\$79,700	\$73,900	-7%
職員の社会保障費	\$116,700	\$122,300	5%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$16,300	\$13,200	-19%
旅費/運搬費	\$23,000	\$18,400	-20%
委員会の報告書の翻訳	\$25,000	\$50,000	100%
トレーニング	\$2,000	\$2,000	0%
一時帰国手当	\$8,000	\$7,100	-11%
その他職員費用	\$2,200	\$2,300	5%
採用に係わる費用	\$63,500	\$89,700	41%
職員退職金引当（累積される負債）	\$48,200	\$41,300	-14%
事務所管理費	\$135,300	\$134,200	-1%
事務所賃貸料	\$53,900	\$55,900	4%
事務所費用	\$54,600	\$50,900	-7%
物品購入費	\$14,600	\$15,200	4%
電話/通信費	\$12,200	\$12,200	0%
総支出額	\$1,920,100	\$2,140,320	11%

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への
影響を緩和するための勧告決議案

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 2 条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007 年 1 月 26 日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007 年 7 月 3 - 6 日に東京で開催された第 7 回生態学的関連種作業部会 (ERSWG) において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に基づき、拡大委員会は、次のとおり採択する。

~~次のとおり、勧告する。~~

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。

2. メンバー及び協力的非加盟国は、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨されるすべての措置に従う。

- a) インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う。
- b) 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う。
- c) 大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約水域で漁業を行う場合には、大西洋まぐろ類保存国際委員会に従う。

該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、パラグラフ 2 に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。データの機密性は、それらの委員会で適用される規則の下で、保護されなければならない。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。

5. CCSBT 事務局は、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。

6. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告の運用をレビューする。

7. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、セクション 2 に定められた措置の採択によってこれらのリスクをいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別紙 9

第 7 回 遵守委員会 会合 報告書

2012 年 9 月 27-29 日
日本、高松市

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

別紙 10

第 9 回生態学的関連種作業部会会合報告書

2012 年 3 月 27-30 日

日本、東京

ERSWG データ交換

はじめに

ERSWG データ交換は、以下の3つのセクションで構成されている。

1. 交換されるべきデータ
2. データ提供の頻度及びスケジュール
3. 機密保持

このデータ交換は、「一般的な」ERSWG のための情報共有を意図したものである。ERSWG は、随時評価を実施することが期待され、かかる評価は更に詳細な情報が必要となるが、CCSBT のメンバーは、原則として、ケースバイケースで、より詳細な情報にかかる評価を主体的に実施することを要請された者と共有しても構わないという意味を表明している。

1. 交換されるべきデータ

ERSWG9は、このデータ交換に関する提案に基づき、拡大委員会に対して、3つの重要な勧告を行った。それらは、以下のとおり。

- ERS データ交換の目的ため、SBT 漁業は、SBT を対象とするか又は漁獲した¹許可船舶²による操業にかかる全ての漁獲努力として定義される。ここで定義された完全な SBT 漁業に関するデータは、このデータ交換の一部として提供されるものとする。この定義に合致しない漁業に関するデータは、提供されるべきではない。
- データは、階層ごとに提供されるべきである。デフォルトの階層は、解析結果が各国漁業における ERS 相互作用に対してより良い階層を定義できることを示さない限り、CCSBT の統計海区とすべきである。
- 提供されるべき具体的なデータ項目は、新規の年次報告書のための ERSWG テンプレート³表 1 に規定されている。それらは、以下のとおり。
 - 国/漁業主体（2桁の国別コードを使用。例：“JP”）
 - 暦年
 - 種（又は種群⁴）
 - 漁業種類（漁具と船団の組合せによって定義される—別紙 A 参照。）
 - 階層（CCSBT 統計海区）
 - 総努力量⁵
 - 総観察努力量⁵
 - オブザーバー・カバー率（パーセンテージ⁶）
 - 観察捕獲数（個体数）
 - 観察捕獲率⁷
 - 観察死亡数（個体数）
 - 観察死亡率⁷
 - 観察生存リリース数
 - 当該年/階層における推定総死亡数⁸

¹ 許可船舶とは、関連する暦年において CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶のことを指す。

² これを明確化すれば、このデータ交換に含まれる情報のみが SBT を対象としたか又は漁獲した操業から得られた情報であることが意図される。したがって、ある混獲船がその年に僅か 1 尾の SBT を漁獲した場合、交換される情報に含まれるのは、その 1 尾の SBT にかかる操業から得られた情報だけである。

³ ERSWG9 報告書別紙 4。

⁴ 情報は、実施可能な場合には、種（学名を含む）ごとに提供されるべきである。種ごとの報告ができない種（例：データ不足、高水準の作業が関係してくる）に関しては、分類学上の報告レベルは、最低限、表 3 に規定したものとすべきである。種に関する情報を提供するための理想的な方法は、3 アルファ FAO 種コードを利用することであろう。もしこれが不可能な場合には、その種のコード及び早見表（種のコード、学名、一般名、科名等を含むもの）を提供すべきである。

⁵ はえ縄の場合は釣鈎数、まき網の場合は投網数。

⁶ はえ縄の場合は釣鈎数のパーセンテージ、まき網の場合は操業数のパーセンテージ。

⁷ はえ縄の場合は釣鈎 1000 本当たりの捕獲数/死亡数、まき網の場合は投網 1 回当たりの捕獲数/死亡数。

⁸ 推定総死亡数が得られない場合（例：当該階層においてオブザーバー・カバー率がゼロか又は不十分な場合）には、この欄は空欄にしておくこと。

実際のデータ交換の際、上記のデータ項目は、別紙 A にある 2 つの表を利用して提供されることとなる。このようなデータ提出の方法によって、努力量情報に関連したダブルカウント及び起こり得る混乱を回避することになる。

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と統合的なものとするため、以下のとおり実施する。

- 直近に終了した暦年分のデータを提供する（例：2013 年のデータ交換では、2012 年暦年分のデータを提供することとなる）。
- データ交換には、過去の暦年データの全ての更新情報を含める（例：2013 年のデータ交換では、2011 年の修正データも含めることとなる）。

最初のデータ交換に関しては、次のとおり実施する。

- 2010 年及び 2011 年のデータは、全ての種について、2013 年 4 月 30 日までに提供される⁹。
- 2012 年のデータは、2013 年 7 月 31 日までに提供される。

最初のデータ交換の後の期間（恐らく 3 年間となるであろうが未定）において、メンバーは各自のデータの質の改善に向けて取り組むこととし、当該期間において改善された情報によって全ての提出データを修正することが可能である。このデータ改善のための期間が経過した後は、過去のデータを修正する場合には当該修正に関する説明を付さなければならない。

2. データ提供の頻度及びスケジュール

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と統合的なものとするため、以下のとおり提案する。

- ERS データ交換は、毎年実施される。当該年に RSWG 会合が開催されるか否かは問わない¹⁰。
- 必要となる ERS データは、7 月 31 日までに事務局に提出される。

3. 機密保持

データは、「[CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則](#)」に従って処理され、「中リスク」として区分されることとなる。このことは、データは公開されることはなく、公開する場合には具体的な許可が必要とな

⁹ より長期的なタイムシリーズのデータを有するほうが有益かもしれないが、恐らく最初のデータ提出において問題が生じる可能性が高いので、かかる問題が解消されるまでは、最初のタイムシリーズは短期的なものにしておくことが賢明である。より長期的なタイムシリーズが必要であるか否かについては、最初のデータ提出後の ERSWG 会合において、議論することが可能であろう。

¹⁰ CCSBT 管理方式の一部として必要となるデータに関して、ESC はこれが毎年提出されるべきであると決定している（ただし、このデータが必要なのは 3 年ごと）。これは必要なデータを提供する技術及び知見が確実に維持されるための決定であり、これによって、かかるデータが必要となった場合にそれをほとんど問題なく提供することができるだろう。これが ESC において成功している手法であることは証明済みであり、ERS データ交換においてもこれを同様に利用することが理に適っている。

り、CCSBT のデータ CD に記録する又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアに掲示することはできないことを意味する（ただし、このプライベートエリアの更に特別に許可された者だけがアクセス可能な特定のページに掲示する場合を除く）。

すなわち、事務局は、ウェブサイトのプライベートエリアの特別セクション（「ERSWG データ交換」と呼称される）に提出された ERS データを保存し、特別な許可を有する限られた者だけがここにアクセスすることが可能となる。

ERSWG データ交換にかかるデータ提供のための様式案

情報は、下記のとおり 2 つの表に分けた形（例：2 つの MS エクセルシート）で、電子的に提供されなければならない。2 つの表のうち、共通部分は黄色にハイライトしてある。

表 1: 国、年、漁業、階層ごとの総漁獲・観察努力量

国/ 漁業主体 ¹¹	暦年	漁業種類		CCSBT 統計海 区 ¹²	総努力 量 ⁵	総観察 努力量 ⁵	オブザーバ ー・カバー 率（パーセ ンテージ ⁶ ）
		漁具 コード ¹³	船団コ ード ¹⁴				

表 2: 国、年、漁業、階層ごとの各種の観察・推定捕獲/死亡数

国/ 漁業主体 ¹¹	暦年	漁業種類		CCSBT 統計海 区 ¹²	種名 (又は種群 名) ⁴	観察捕獲 数(個体数)	観察捕 獲率 ⁷	観察死亡 数(個体数)	観察死 亡率 ⁷	観察生 存リリ ース数	推定総死亡数 ⁸
		漁具 コード ¹³	船団コ ード ¹⁴								

¹¹ 二桁の国別コードを使用のこと（例：AU、ID、JP、KR、NZ、TW、ZA、PH）。

¹² CCSBT の CDS 決議において定義されているコード（1 から 15 まで）。

¹³ CCSBT の CDS 決議にある漁具コードを使用のこと（例：“LL” は、はえ縄、“PS” は、まき網、“TROL” は、ひき縄等）。

¹⁴ 多くのケースでは、単純な 2 桁の国別コードであり、その後に国内船を意味する“D”が付く（例：AUD、IDD、JPD、KRD、NZD、TWD、ZAD、PHD）。一部のケースでは、最後の文字が異なる。例えば、ニュージーランドの用船船団については、“NZC”というコードになる。不明な場合には、事務局に連絡されたい。

表 3: 表 2 において報告すべき情報にかかる最低限の分類レベル（当該分類情報が利用可能なことが条件）¹⁵。
 実行可能な場合には、情報は種レベルで提供すべきである。表 2 において、以下に掲げる種及び/又は種群の全てを報告する際は、データを適切に階層化すべきである。

種/種群	コメント
サメ	
ヨシキリザメ	
アオザメ	
ニシネズミザメ	
その他	
海亀	海亀の種数は少ないため（約 7 種）、各種について、階層ごとにデータを提出することが実施可能。
種ごとに記載	データは、種ごとに分けて提供すべきである。
海鳥	海鳥に関しては、種数が非常に多く、画像だけでは種を同定することが困難なことが多い。種ごとに海鳥データを報告することで、種の同定ミスを招くこともある。
大型アホウドリ類	ワタリアホウドリ、ゴウワタリアホウドリ、オークランドワタリアホウドリ、アンティポデスワタリアホウドリ、ミナミシロアホウドリ及びキタシロアホウドリを含む。
暗色アホウドル類	ススイロアホウドリ及びハイイロアホウドリを含む。
その他のアホウドリ類	マユグロアホウドリ、キャンベルアホウドリ、ハイガシラアホウドリ、ニシキバナアホウドリ、ヒガシキバナアホウドリ、ミナミニュージーランドアホウドリ、タスマニアアホウドリ、サルビンアホウドリ、チャタムアホウドリ及びオークランドハジロアホウドリを含む
オオフルマカモメ類	ノドジロクロミズナギドリ、オオハイイロミズナギドリ、アカアシミズナギドリを含む。
その他の海鳥	トウゾクカモメを含む。

¹⁵ 最低限の分類レベルは、将来の改善によって変更される（より種単位になる）。さらに、ERSWG は、リスク評価又は必要な専門知識を有する機関からの助言に基づき、具体的な種が報告されるべきであると勧告する可能性もある。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別紙 12

第 17 回科学委員会会合に付属する 拡大科学委員会報告書

2012 年 8 月 27-31 日

日本、東京

みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議
(2012年10月1-4日、第19回年次会合にて採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

第11回委員会会合報告書及び第5回遵守委員会会合報告書に記録されているみなみまぐろの全ての死亡要因を報告するというメンバー及び協力的非加盟国による従前の合意を想起し、

全ての死亡要因に関するデータ及び報告に関する要件を明確にするために、メンバー及び協力的非加盟国によるこれまでの約束を拡大委員会の決議として文書化することの重要性を考慮し、

さらに、2011年の拡大委員会特別会合において採択されたCCSBT戦略計画を想起し、

メンバー及び協力的非加盟国は、かかる戦略計画において、みなみまぐろの全ての死亡要因に関するメンバーからの報告が正確かつ完全なデータであることを確保する規則に合意することを「非常に優先度が高い」と認めていることに留意し、

かかるデータが拡大科学委員会によって検討される重要性を認識し、

条約第8条パラグラフ3(b)に基づき、次のとおり合意する。

1. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ2に従うことを条件として、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる量についての正確かつ完全なデータを報告するものとする。
2. パラグラフ1によって要求される完全かつ正確なデータを提供することが困難なメンバー又は協力的非加盟国は、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる最善の推定値を報告するものとする。
3. この決議の適用上、「全ての死亡要因」には、投棄及び遊漁が含まれるものとするが、これらに限定されない。これには、かかる要因によってもたらされた結果（生存、活きがよい状態、瀕死、死亡）を含めることとする。
4. 事務局は、現在事務局から遵守委員会年次会合に提出している措置の遵守に関する表を拡張し、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる報告を記載する欄を設ける。

5. 拡大科学委員会は、メンバー及び協力的非加盟国の国別報告書を通じて提供されるみなみまぐろの全ての死亡要因に関するデータを、同委員会の作業（将来の資源評価等）に利用するものとする。

拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議

みなみまぐろ保存委員会（委員会）は、

みなみまぐろ(SBT)資源の持続性を確保するには、この種を漁獲する全ての国、地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が委員会を通じて伴に作業することが必要であることを認識し、

委員会の保存管理措置に従わない、国、地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体によるみなみまぐろの継続的漁獲が、それら措置の効果を本質的に減退させていることを考慮し、

みなみまぐろの保存のための条約（条約）へ加盟するのに適格である全ての国が加盟することを奨励される、またみなみまぐろ漁船を有する地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が、委員会の保存管理措置を実行することを奨励される継続的な必要性を認識し、

以下のとおり決議する。

1. 条約第8条3項（b）及び15条4項に従い、委員会はみなみまぐろ保存拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する。それらは、条約締約国、及び過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があり¹、かつ、この決議に従って拡大委員会によってメンバーの資格を与えられた地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体からのメンバーから構成される。
2. 拡大委員会及び拡大科学委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量に関して決定することに限ることなく、委員会及び科学委員会と同様の任務を行う。全てのメンバーは平等な投票権を有する。1メンバーである地域的な経済統合のための機関は、拡大委員会において、1つの投票権を有し、当該機関の加盟国は投票権を有しないものとする。拡大委員会及び拡大科学委員会に関しては、委員会及び科学委員会に関連する条約の規定（第6条から第9条、第6条9項及び第6条10項は除く。）に必要な変更を加えて適用する。決議に規定された条約の条項、又はパラグラフ6で規定されている書簡の交換を含むこの決議の解釈及び実施に関する紛争は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁及びその紛争の当事者が合意した他の平和的手段によって解決される。
3. 委員会の事務局は、拡大委員会の事務局として職務を行う。

¹地域的な経済統合のための機関の加盟国に船籍がある漁船も含む。

4. 拡大委員会は、採択した全ての決定を、委員会が会期中であるならば直ちに委員会に報告し、又は他の場合には、委員会の次の会合又は会期前に直ちに報告する。そのように報告された決定は、委員会がその反対の決議を行わない限り、それらが報告された会期の終わりに委員会の決定となる。拡大委員会による適切な審議を優先すること無しに、拡大委員会の運営、又は拡大委員会の各メンバーの権利、義務又は地位に影響する委員会のいかなる決定も行われるべきでない。
5. 拡大委員会の手続き規則は、この決議に添付されているとおりである。規則のいかなる変更も拡大委員会によって行われる。
6. 過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があるいかなる地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体も、拡大委員会のメンバーになるため、委員会の事務局長にその意向を表明することができる。委員会の事務局長は、委員会を代表して、この趣旨において、そのような地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体の代表者と書簡の交換を行う。その書簡の交換において、申請者は、委員会に対して、条約の条項を尊重し、またパラグラフ4に従って委員会の決定となる拡大委員会の決定に従う確固とした公約を行う。
7. 拡大委員会が申請者の受け入れを決定した場合には、拡大委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量を設定する委員会の次の決定を保留して、申請者のみなみまぐろの漁獲レベルを管理する方法を申請者と協議する。前節に規定された成功裏の協議完了に関連して、事務局長は、パラグラフ6に規定されているように申請者と書簡の交換を行う。これにより、申請者は直ちに拡大委員会のメンバーの地位を有する。
8. 委員会の加盟国でない拡大委員会のいかなるメンバーも、委員会及び科学委員会を含む補助機関の会合へのオブザーバーとして、専門家及び顧問を同伴する一人の代表者を指名する権利が与えられる。そのような代表者は、委員会及びその補助機関の会合でオブザーバーとして出席し発言する権利が与えられる。
9. 拡大委員会は、年間予算を決定する。そのメンバーとして受け入れられた申請者の予算の分担金は、条約第11条に必用な変更を加えて適用することで決定される。
10. 拡大委員会の運営における地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体の参加に関連するこの決議の規定は、ただ条約の目的のためだけにある。
- 10.11. この決議の適用上、「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の加盟国が、この条約が対象とする事項に関する権限を当該機関に委譲しているものをいう。かかる権限には、これらの事項に関して、当該機関の加盟

国に対する拘束力のある決定を行う権限が含まれる。

~~11. 手続き規則は、規則5のパラグラフ3を削除し、以下を代用することで修正される。~~

~~“3. 各年次会合の暫定議題は、議長と協議の上、事務局長によって準備される。その暫定議題は、会議開催の60日前までに事務局長によって全ての加盟国に発送される。暫定議題は以下を含む。~~

~~(a) 拡大委員会による決定の承認。~~

~~(b) 委員会が、事前に暫定議題に含めることを決定している全ての項目。また、~~

~~(c) 委員会の加盟国によって要求されているものに含まれる全ての捕捉項目。~~

みなみまぐる保存拡大委員会手続規則

規則 1 代表権

- 1.各メンバーは、拡大委員会において三人以下の代表者により代表されるものとする。これらの代表者は、専門家及び顧問を同伴することができる。各メンバーは、拡大委員会の事務局長に、団長及び代表団に同伴している専門家及び顧問の確認を含む拡大委員会の代表者の氏名を通知する。また、その変更についても、拡大委員会の各会合開始前の出来る限り事前に通知する。
- 2.各メンバーは、閉会期間中における事務局長との連絡に主要な責任を有する担当者を指名する。また、迅速に事務局長にその担当者の氏名及び連絡先、又はその変更を通知する。

規則 2 他の問題

規則 4（3）及び規則 9 を除くみなみまぐる保存委員会の手続き規則は、他の問題に関しては必要な変更を加えて拡大委員会に適用される。ただし、次に掲げる場合を除く。

(a) 規則 2（1）を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定するまでの間は、拡大委員会の年次会合は、別途決定しない限り、メンバーの 1 つによって順番で主催されるものとする。」

(b) 規則 2（b）を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定した後は、拡大委員会の年次会合は、メンバーの 1 つによって順番に主催されるものとする。いずれかのメンバーが年次会合を主催することを希望しない場合には、当該年次会合は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の本部で開催するものとする。」

規則 3 協力的非加盟国

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国、地域的な経済統合のための機関又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの

下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

拡大委員会に関する決議の改正案についての EU からの説明

CCSBT 条約において設定されている意思決定に関する原則は、1つの締約国は1つの投票権を持つというものである。したがって、もし将来のある時点で REIO を加盟国とするための条約改正が実施され、EU が締約国となった場合には、EU は、委員会において1つの投票権を有し、拡大委員会において1つの投票権を有することとなるだろう。

CCSBT への参加は、いわゆる EU の排他的権限に該当する。すなわち、これは、別紙 14 の「拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議」の改正案の新規のパラグラフ 11 にある REIO の定義における説明のとおり、EU 加盟国が自国の権限を EU に委譲した事項であるとみなされる。

したがって、別紙 14 の「拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議」の改正案のパラグラフ 2 への追加規定に関して、EU 及び EU 加盟国の両方が、それぞれが有する権利に基づいて同時に拡大委員会及び委員会のメンバーとなる状況は生じないので、「当該機関の加盟国は投票権を有しないものとする」という文言は原則として不要である。

仮にこのような状況が生じるとすれば、EU 加盟国が、EU の一部ではない自国の領域のうちの1つを代表して CCSBT の締約国となる場合だけである。そのような領域、いわゆる「海外領域」は、EU の一部ではない。したがって、パラグラフ 2 に追加した規定にかかわらず、そのような EU 加盟国は、自らの領域を代表し、かつ、EU の加盟国としてではなく、委員会及び拡大委員会の両方において1つの投票権が付与されることとなるであろう。例えば、ICCAT におけるフランス及びイギリス、IOTC 及び WCPFC におけるフランス、並びに NAFO におけるフランス及びデンマークといったケースである。

**CCSBT 第 18 回年次会合以降に開催された
中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の諸会合
に関する CCSBT オブザーバー報告書**

CCSBT オブザーバー（ニュージーランド）

CCSBT 第 18 回年次会合以降に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の諸会合に関する CCSBT オブザーバー報告書

1. CCSBT18 において、ニュージーランドが 2012 年の中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の会合にて CCSBT からのオブザーバーを務めることが合意された。CCSBT18 以降、以下の WCPFC 会合が開催された。
 - 委員会年次会合、3 月 26 日 - 30 日、米国グアム (WCPFC8)
 - 科学委員会会合、8 月 7 日 - 15 日、韓国釜山
 - 技術遵守委員会会合 (TCC)、CCSBT19 と重複 (9 月 27 日 - 10 月 2 日)

委員会年次会合

2. 2011 年 12 月に予定されていた WCPFC 年次会合は、2012 年 3 月に延期された。非常に多くの議題を抱えていた WCPFC は、めばち、きはだ及びかつおについて新たな保存管理措置 (CMM) を決定するという今次会合の主な作業に対応することに苦労した。現在の科学的助言は、2008 年に合意された CMM (CMM2008-01) が、めばちの過剰漁獲を食い止めることができなかつたとしている。WCPFC はまた、かつおに対する措置は、条約水域全域に適用すべきであることに合意した。
3. 作業はかなり進捗したものの、WCPFC は新たな CMM を最終化できなかったため、現行措置の主要部分を 1 年間延長することに合意した (CMM2011-01)。2012 年 12 月に開催される次回年次会合で検討できるよう、新たな措置の策定作業が続けられている。
4. WCPFC は、ヨゴレの船上保持禁止に合意し (2013 年 1 月 1 日から適用)、一連の行政的・インフラ的な課題について協議した。太平洋島嶼国は、主な課題として、南太平洋びんなが資源を主な対象魚種とする国々においてはえ縄漁業の採算性を維持するためには、更なる管理体制が必要であると主張した。
5. WCPFC8 では、太平洋島嶼国の EEZ 内又は隣接水域に入域する船舶について、WCPFC の VMS データに対する太平洋島嶼国のアクセス要請についても多く議論された。本件について解決策は見出せず、TCC 及び WCPFC9 で再度検討されることになった。WCPFC CMM の実施状況をまとめて提示する遵守監視報告書の策定作業は、更に進展した。

科学委員会 (SC)

6. WCPFC の主なまぐろ資源は、SBT はえ縄漁業の混獲種として漁獲されている。したがって、これらの種の資源状況は CCSBT にも関係する。
7. 漁業及び経済性に関する概要が発表された。中西部太平洋条約水域 (WCP-CA) におけるまぐろの暫定総漁獲量は、2,244,776 トンと推定された。これは 2005 年以降最も低い水準で、過去最高であった 2009 年 (2,544,679 トン) よりも 300,000 トン少ない。この漁獲量は、太平洋の総漁獲量である 2,833,020 トンの 79%、全世界まぐろ漁獲量 (2011 年の暫定推定値は 4,077,814 トン、過去 10 年間で最低) の 55% を占める。

種	WCP-CA 2011 漁獲量	太平洋総漁獲量 に対する割合	備考
かつお	1,540,189 トン	69%	過去 5 位の漁獲量で、2009 年より 215,000 トン少ない
きはだ	430,506 トン	19%	まき網漁業の低迷により、1996 年以来最低の水準で、2005 年より 170,000 トン以上少ない
めばち	151,533 トン	7%	過去 10 年間の平均値に近い
びんなが (北、 南)	122,548 トン	5%	比較的安定しており、過去 10 年間の平均値に近い。北及び南太平洋種の合計漁獲量。南太平洋種のみでは 75,258 トン。

8. 2012 年には、かつお、きはだ、めばちの新たな資源評価は行われなかった。これらの資源状況に関する評価は、以下のとおり CCSBT18 に報告されたものと同じである。
- **かつお**：数量ベースで最大の漁業であるが、過去に過剰漁獲されたとは評価されておらず、また現在の漁獲努力レベルでも過剰漁獲は起きていない。
 - **めばち**：SC は、2011 年のめばち資源評価のレビュー結果を検討し、評価は頑健であったとの結論に至ったが、将来の評価を向上させるためにいくつかの勧告をした。めばちについては、過去に過剰漁獲があったとは評価されていないものの、現在は過剰漁獲が起きている。
 - **きはだ**：過去に過剰漁獲はなく、ベースケースの推定では現在も過剰漁獲は起きていないが、SC は赤道水域における漁獲努力量を増加させないよう勧告している。

- **びんなが**：南西太平洋びんなが資源に関する新たな評価が 2012 年の SC に報告された。新たな評価は、過去に過剰漁獲されておらず、また現在も過剰漁獲は起きていないとした 2011 年の評価とほぼ同じであったが、漁獲率を経済的なレベルで維持するためには現在の漁獲量を削減する必要があることに SC は留意した。
9. CCSBT は、WCP-CA 南部の公海で南太平洋びんながを対象として操業する船団が SBT を混獲する可能性が高いということに留意すべきである。
 10. クロトガリザメ、ヨゴレ、南太平洋まかじきの評価報告も行われた。ヨゴレに関する評価では、WCPFC8 が行動を起こし、2013 年 1 月 1 日から同種の船上保持を禁止する措置を実施しなくてはならないことを確認した。2013 年には ISC（北太平洋まぐろ類国際科学委員会）が、太平洋くろまぐろ（一部の漁業で同種の分布は SBT と重複する）の評価を行うことになっている。2012 年評価の全容は、科学委員会の報告書が最終化された時点で www.wcpfc.int に掲載される。

海鳥

11. SC は、海鳥の混獲緩和技術のベストプラクティスに関する ACAP の報告書を検討した。南半球（SBT 漁業と重複する海域）について、科学委員会は 30 度以南の操業では、加重枝縄、夜間投縄、トリポール の 3 措置のうち、少なくとも 2 つを使用することを義務付けるよう勧告した。この助言については、今年の技術 TCC 及び年次会合で検討される。

**第30回南極海洋生物資源保存委員会
CCSBTオブザーバーの報告書**

(2011年10月24日 - 11月4日、タスマニア、ホバート)

CCSBT オブザーバー (オーストラリア)

本稿は、CCSBT の検討用に提出されたものであり、今後変更される可能性のある未公開のデータ、分析、結論などが含まれている可能性がある。本稿に含まれているデータを CCSBT 委員会、科学委員会及びそれらの補助機関での作業以外の目的で、データの発信者及び所有者に無断で引用又は使用してはならない。

第30回南極海洋生物資源保存委員会年次会合 CCSBT オブザーバー（オーストラリア）の報告書

1. 2011年10月24日から11月4日まで、タスマニアのホバートにて、南極海洋生物資源保存委員会の第30回年次会合（CCAMLR XXX）が開催された。
2. 会合には、以下の委員会メンバー（アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国（以下、中国）、チリ、欧州連合、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア連邦、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国 - グレートブリテン及び北アイルランド、米国、ウルグアイ）の代表が参加した。オランダはオブザーバー・ステータスを有する締約国として参加した。南極・南大洋連合（ASOC）、適法マゼランアイナメ操業者連合（COLTO）は、招待NGOオブザーバーとして参加した。この他、いくつかの国際機関も参加した。オブザーバー・ステータスを有する非締約国の参加はなかった。

違法、無報告、無規制（IUU）漁業

3. 委員会は、IUU漁業が減少していることを示す証拠はなく、現在も比較的に低レベルで続いていることに留意した一方で、IUU漁業が増加し、その空間分布が変化している可能性はあるとした。
4. 委員会は、刺し網の漁獲率に不確実性があることを踏まえ、今後のIUU漁業の推定は漁獲レベルではなく、努力レベルに焦点を合わせるべきことに合意した。しかしながら、資源評価には総間引き量の推定値が必要である。委員会は、刺し網は混獲種及び海底生態系への影響という点から特に懸念されることに留意し、IOTCなど、刺し網の使用が報告されている他機関から更なる情報が得られるであろうと提案した。

パフォーマンス・レビュー

5. 委員会は、2008年に実施されたCCAMLRのパフォーマンス・レビューで提示された勧告について、その進捗状況の検討及び報告を行った。
6. 委員会は、パフォーマンスレビューの勧告に対する主な成果（例えば、海洋保護区）に加え、CCAMLRの効率を高める目的で、試験的に2012年及び2013年の年次会合を今までより短い8日間とすることに合意した。本件については、2013年の年次会合後にレビューする。
7. 委員会は、2010年に成功裡に行われた能力開発トレーニングを踏まえ、2012年にフォローアップのワークショップを開催することに合意した。ワークショップは、IUU漁業活動を防止するため、また領海において有効

な管理体制が整備されることを確保するため、アフリカ諸国が実施できる主な入港国管理措置について、その評価及び策定作業に重点を置く。ワークショップは、オーストラリア、英国、南アフリカ、CCAMLR事務局、及びアフリカ漁業による「ストップ違法漁業プログラム」のパートナーシップが開催する。委員会は、この能力開発イベントは条約水域におけるIUU漁業の防止、抑制、廃絶に重要な貢献をすることに留意した。

海洋保護区 (MPA)

8. 委員会は、CCAMLR MPAを採択するための枠組を設定する全般的な保存措置を採択した。この枠組は、CCAMLR MPAの宣言、運営、管理に必要なとなる共通の行動及び要件を、国連海洋法条約にも反映されている国際法に準じて示したものである。この保存措置の採択により、CCAMLRは、条約水域にMPAを設置するというコミットメントを確認した。
9. 委員会は、ロス海のMPAについて、2つのシナリオ（米国及びニュージーランドの提案）を検討した。委員会は、シナリオは最良の科学的根拠に基づいており、科学委員会が更に科学的な分析を行う必要はないとする科学委員会の助言を留意した。MPAを正式に設置する提案書を第31回CCAMLR年次会合（CCAMLR-XXXI）に提示できるよう、各提案者は閉会期間中にメンバーと引き続き協議することとなった。
10. オーストラリア及びフランスは、東部南極海におけるMPAの代表制度について共同提案を行った。委員会は、本提案に関する科学委員会の討議と、本提案が入手可能な最良の科学的根拠を含んでいるとする科学委員会の助言に留意した。オーストラリア及びフランスは、本件がCCAMLR-XXXIで検討されるよう、保存措置を提案する意向を表明した。
11. 委員会は、棚氷の崩壊によって新たに晒される海洋生息地の保護に関する英国の提案に留意した。EUは、MPAに関するワークショップの勧告で本件が取り上げられたことに留意し、特に南極半島における温暖化の高まりに伴う棚氷のリスクを踏まえ、同水域を保護するための保存措置を提案した。

混獲及び偶発的死亡

12. 委員会は、条約水域に隣接する水域の漁業管理機関に関与している全てのメンバーに対し、海鳥の混獲を削減するために、ベストプラクティスの緩和措置を実施するよう奨励した。
13. 委員会は、科学委員会の海鳥及び海洋哺乳類の偶発的死亡に関する全般的な助言に留意した。委員会は、フランスが近年同国EEZ内の偶発的死亡率を削減していること、また条約水域内の他の水域における偶発的死亡率が近年同様ほぼゼロであることに留意した。

14. 委員会は、アホウドリ類及びミズナギドリ類の保全に関する協定（ACAP）事務局とCCAMLR事務局の関係を継続し強化するという科学委員会からの勧告を承認した。

CCAMLR と CCSBT の協力

15. 委員会は、3年前にCCAMLRがCCSBTに提示した全般的な協力に関する了解覚書（MOU）案が、未だにCCSBTで検討されていることに留意し、CCSBTに対し本件を進展させるよう求める書簡を送ることを事務局長に要請した。CCAMLRは、CCAMLR-XXXI で本件の最新情報を得られることを期待している。
16. 委員会は、2012年10月に開催されるCCSBT第19回年次会合にて、オーストラリアがCCAMLRを代表することに合意した。
17. CCSBTは、CCAMLR XXXIの招待を受けた。

事務局の戦略計画のレビュー

18. 2010/11年の閉会期間中に、事務局は2002年戦略計画のレビューを行い、関連事項であるスタッフ体制及び給与に関する戦略を策定した。また、事務局のデータ管理システムについての独立レビューも行った。委員会はCCAMLR XXXIにおいて戦略計画（2012年 - 2014年）の正式採択を検討する。

その他の事項

19. CCAMLR財務規則のレビューに引き続き、当規則が委員会の運営及び要件、並びに現行の会計基準などに適切かつ有効であることを確保するため、委員会は財務規則の改正及び委員会投資戦略の指針となる新しい投資原則を採択した。
20. CCAMLR XXX では、その他の事項として、新しい探索的漁業、データの少ない漁業、オキアミ漁業の管理、気候変動、CCAMLRの国際科学観測スキーム（Scheme of International Scientific Observation）に参加するための認定制度の基準策定、遵守及び評価手続きの策定なども討議された。
21. 委員会は、メンバー及びその船舶に対し、条約水域に入る前に船舶情報を適切な海上救難調整センターに提供することを奨励する決議を採択した。決議33/XXX（海洋救難調整センターへの船籍情報の提示）が採択された。
22. ロス海における第1インソン号の沈没や、南大洋における漁船、乗組員、科学オブザーバーの安全に対するメンバーの懸念を想起し、委員会は条

約水域における漁船の安全を強化する決議を採択した。決議34/XXX
(CAMLR条約水域における漁船の安全強化) が採択された。

23. CCAMLRの第31回年次会合は、タスマニアのホバートで2012年10月23日
から11月1日まで開催される。

第 16 回インド洋マグロ類委員会会合
CCSBTオブザーバー（日本）の報告

(2012年4月22日 - 26日、オーストラリア、フリーマントル)

インド洋マグロ類委員会（IOTC）の第16回会合が、2012年4月22日から26日まで、オーストラリアのフリーマントルにて開催された。委員会の26メンバー、1協力的非加盟国、18オブザーバー（招待された専門家を含む）が出席した。

委員会は、2012年に、以下の13決議及び2勧告、合計15の保存管理措置を採択した。IOTCとCCSBTの協力に関する事項はこの会合では討議されなかった。次回のIOTCの会合は2013年の第1四半期にモザンビークにて開催される。

- 決議 12/01 予防的措置の実施
- 決議 12/02 データの機密性に関する方針及び手続
- 決議 12/03 IOTC管轄水域における漁船の漁獲量及び努力量の記録
- 決議 12/04 海亀の保存
- 決議 12/05 大型漁船の転載に関する計画の設立
- 決議 12/06 はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲の削減
- 決議 12/07 IOTC管轄水域においてIOTC魚種を漁獲する外国許可船の記録及び入漁協定に関する情報
- 決議 12/08 魚群集積装置（FAD）に関する管理計画
- 決議 12/09 IOTC管轄水域における漁業に関連して漁獲されるオナガザメ（*Alopiidae* 科）の保存
- 決議 12/10 IOTCが既に採択している保存管理措置の実施の促進
- 決議 12/11 締約国及び協力的非締約国の漁獲能力の制限に関する措置の実施
- 決議 12/12 IOTC水域内の公海における大型流し網の使用禁止
- 決議 12/13 IOTC管轄水域における熱帯性まぐろ類資源の保存管理
- 勧告 12/14 主なIOTC魚種の間目標及び限界リファレンスポイント
- 勧告 12/15 入手可能な最良の科学

大西洋まぐろ類保存委員会 (ICCAT)
第22回定例会議に関する
CCSBTオブザーバー (日本) からの報告

(2011年11月11日 - 19日、トルコ、イスタンブール)

大西洋まぐろ類保存委員会の48カ国・地域の締約国は、第22回定例会議を2011年11月11日から19日までトルコのイスタンブールにて開催した。39の締約国と2協力的非締約国・主体・漁業主体、3非締約国、6政府間機関 (IGO) ならびに22の非政府機関 (NGO) のオブザーバーが参加した。

委員会は、2011年にマドリッドで開催された調査統計常任委員会 (SCRS) の所見に基づき、大西洋及び地中海のまぐろ種、サメ混獲種の資源状況、並びにICCAT保存管理措置の遵守状況をレビューした。この会合で採択された勧告及び決議は添付のとおり。

ICCATとCCSBTの協力に関連する事項は、この会合では討議されなかった。

魚種別の保存

会合終了時までにはICCATのメンバーは、熱帯まぐろ、北大西洋及び地中海めかじき、北及び南大西洋のびんなが及びかじき類について、さらにICCAT漁業に関連して捕獲されるサメ類の保存について、新たな管理措置に合意し採択した。監視、管理及び取締りに関する改善された新たな措置、海鳥の保護を高める措置、委員会の効率と効果を向上させる構造上の改善措置も採択された。

熱帯まぐろ

ICCATは、1993年以来初めて、大西洋きはだ資源の管理措置を、めばちの管理計画の継続と合わせて採択した。めばちのTACについては、85,000トンに設定し、禁漁区・期間の設定や地域オブザーバー計画などをはじめとする追加の管理措置を採択した。

めかじき

2009年に北大西洋めかじき資源は、委員会が管理計画で設定した目標を上回るレベルまで再建された。今年、BMSYに達することを目標とした新しい複数年の保存管理計画が合意された。委員会は、長期的に持続可能な漁業を保証する予防的アプローチと一貫する措置を採択した。地中海めかじき漁業については、2011年に追加的な管理措置が採択され、その中には義務化された監視、管理及び取締り措置などが含まれている。

びんなが

南大西洋びんなが漁業に積極的に参加している漁業者の間で、コンセンサスによる新たな共有の取決めが採択され、科学的助言に沿ったTACの削減も合意された。北大西洋び

んなが資源については、その健全な状況を踏まえ、既存の保存措置を2013年も継続することとなった。

その他の種

委員会は、科学的助言と漁業者の行動を一致させるため、かじき類に関する現行の管理計画を改正し、2012年に追加措置に関する調査を実施することに合意した。2011年合会合は、ICCAT魚種に関連して捕獲される絶滅の危機に瀕しているサメ種の保護を優先課題とし、クロトガリザメの船上引上げ、保持、転載及び水揚げを禁止するなど、同種の保護を目的とした新たな措置を採択した。また、南大西洋におけるはえ縄漁業の海鳥への影響を緩和する措置も採択された。

遵守の強化

遵守委員会の作業は継続され、例えば漁獲データの無報告やICCAT資源の過剰漁獲など、遵守されていないICCAT管理措置を特定するため、各締約国の遵守状況の詳細なレビューが行われた。さらに2010年に確認された遵守違反に対する行動のレビューも行われた。遵守に対する全般的な改善が確認され、12締約国は全ての報告要件や期日を完全に遵守した。さらに、遵守の全般的な改善により、2010年にICCAT保存管理措置への違反が確認された23締約国のうち、15か国が2011年にはその確認が解除された。いくつかの欠陥が依然として残っているものの、その多くは政治的意志の欠如によるものではなく、ICCAT報告要件の数や複雑さに起因するものであり、全ての締約国は完全な遵守を目指して今後も更に努力することを約束した。くろまぐろの漁獲証明制度の遵守を強化するため、日本は制度向上と改善提案を主導し、欧州連合はくろまぐろ漁獲証明制度の電子化（eBCD）に向けたステップを確認する技術部会の議長を務めた。2012年に実施される予備調査では、約400,000ユーロを投じて設置されるeBCD制度の試験が行われる。さらに、その他のまぐろ商品を追跡するシステムを評価するための決議も採択された。非締約国については、ボリビア及びグルジアから十分な情報を得られ、両国への貿易規制措置を解除する根拠ができたことで、委員会はIUU漁業との戦いにまたもや勝てたことを祝福した。委員会は、漁獲を行う権利と漁獲データの報告義務を関連付けることで、ICCATに漁獲データを報告しない締約国にはペナルティーを科すという主要なイニシアティブを採択した。

2012年に向けて

日本の宮原正典氏が2012年－13年期の委員会議長として選出された。ICCATの次回年次合会合はモロッコにて、2012年11月12日から18日まで開催される。

第83回全米熱帯まぐろ類委員会年次会合
CCSBTオブザーバー（台湾）の報告

1. 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の第83回年次会合が、2012年6月25から29日まで米国カリフォルニア州ラホヤで開催された。
2. 会合には、委員会の全21メンバーの国・地域（ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、欧州連合、フランス、グアテマラ、日本、キリバス、韓国、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、台湾、米国、バヌアツ、ベネズエラ）が出席した。ボリビア及びインドネシアは、オブザーバーとして参加した。この他、いくつかの国際機関及び非政府機関も参加した。

IATTCとCCSBTの協力

3. IATTCとCCSBTの協力に関係する事項は、この会合では討議されなかった。

違法、無報告、無規制（IUU）漁業

4. 委員会は、ボリビア船籍のMar Cantábrico 号と、インドネシア船籍7隻（Bhineka号、Hiroyoshi 17号、Jimmy Wijaya 35号、Permata 1号、Permata 2号、Permata 6号、Permata 8号）をIUUリストから除くことを決定した。更新されたIUUリストは、IATTCのウェブサイトに掲載されている。

採択された決議

5. 9つの決議及び1つの勧告が承認された。
 - (a) まぐろの保存に関する決議 C-11-01の改正：禁漁期間を62日から72日に延長するか、又は他の代替措置を導入するかなど数多くの改正案が討議されたが、最終的に採択されたのは、不可抗力により決議に規定されている禁漁を遵守できない場合の免除規定に関する改正のみであった。
 - (b) 大型漁船による転載に関わるプログラムの設置に関する決議 C-11-09の改正：委員会は、決議の対象となる魚種を「まぐろ及びまぐろ類」から「まぐろ及びまぐろ類、並びにサメ類」に広げることに合意した。
 - (c) 東部太平洋のくろまぐろ保存管理措置：委員会は、2012年 - 2013年の2年間の全メンバー及び協力的非加盟国によるIATTC条約水域におけるくろまぐろ商業漁獲量を10,000トンを超えないものとするに合意した。

- (d) その他、運営事項に関わる決議と勧告：財政運営委員会の設置、IATTC規則及び手続き、2013年 - 2017年度及びそれ以降の暫定的財源、2013年度の財源、能力開発のための借入又は特権付与及び一時的な能力移転を伴う用船に関する手続き規則、まき網船の魚倉密閉に関するプロトコール、並びに入手可能な最良の科学に関する勧告。

その他の討議事項

6. 漁獲証明制度、港内検査に関する最低基準、FADの管理、シュモクザメ、クロトガリザメ、機密性に関する規則及び手続き、漁獲能力の管理、北太平洋びんなが、AIDCP国別オブザーバー計画へのIATTCの貢献、委員会が採択した決議に対する遵守を向上させるプロセスに関する決議C-11-07の改正、はえ縄漁船のオブザーバー、IUU漁船リストに関する決議C-05-07の改正、大型はえ縄船のめばちの漁獲制限の仮移転に関する手続き規則など、他の提案も討議されたが、コンセンサスは得られなかった。

みなみまぐろ保存委員会と
南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
との間の取決め（案）

みなみまぐろ保存委員会（以下「CCSBT」という。）及び南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（以下「CCAMLR」という。）は、

みなみまぐろの保存のための条約（以下「CSBT 条約」という。）の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにあることに留意し、

さらに、南極の海洋生物資源の保存に関する条約（以下「CAMLR 条約」という。）の目的は、その合理的な利用を含め、南極の海洋生物資源を保存することにあることに留意し、

CSBT 条約第 12 条は、CCSBT に対して、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力し、また、これら政府間機関の業務との重複を避けるよう努めることを要請していることを認め、

CAMLR 条約の前文は、CCAMLR が南極の海洋生物の保存を確保するために必要な措置及び科学的研究を勧告し、促進し、決定し及び調整するための適当な機構を設立することが望ましいことを認識していることを考慮し、

CAMLR 条約の規定は、対象種と同一の生態系に属する非対象種、密接な関係のある種又は依存種の保存を取り上げていることに留意し、

さらに、2008 年の CCSBT みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告の前文において、CCSBT が、みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意していることを明記していることに留意し、

両機関の活動の重複及び不一致を避けるべく、両機関の権限下にある及び/又は相互に関心のある資源及び種の保存及び合理的な利用を促進するための取決め及び手続を導入することを希望し、

よって、CCSBT 及び CCAMLR は、次のとおり取決めを記録する。

1. 目的

この取決めの目的は、CCSBTとCCAMLR（「両委員会」）が関心を有する資源及び種の保存及び合理的な利用を強化するために、必要に応じて、両委員会間の協力を促進することにある。

2. 協力分野

両委員会は、両機関の共通の関心事項についての協議及び協力を開始し、継続する。特に、両委員会は次のことを実施する。

- (i) 各委員会の情報共有方針に従って、相互に関心のある事項に関して、会合報告書、情報、文書及び出版物を交換する。
- (ii) 各委員会の情報共有方針に従って、それぞれの委員会の活動及び目的を支援するためのデータ及び科学的情報を交換する。交換する情報には、次のものが含まれるが、これらに限定されない。
 - (a) 両委員会の保存措置に基づく許可船舶
 - (b) 違法・無報告・未規制（IUU）漁船¹;
 - (c) 漁獲、混獲及び船舶に関する情報及び/又はデータ²;
 - (d) みなみまぐろの全世界の資源評価を対象としたCCSBTからCCAMLRへの年次報告書、並びに最新の海洋、漁法、漁業国ごとのみなみまぐろ漁獲データ
 - (e) CAMLR条約水域において操業を行う漁船による（旗国及び漁法別の）みなみまぐろ漁獲について詳述したCCAMLRからCCSBTへの年次報告書
- (iii) 相互に関心及び懸念のある分野、特に非対象種、密接な関係のある種及び依存種（生態学的関連種）の混獲に関する手法の調和について協力する。
- (iv) 適当な場合には、相互に関心のある種に関する分析及び調査作業について協力する。
- (v) お互いの保存管理措置に対する理解及び協力のための手法を検討する。
- (vi) 各委員会の手続規則に従い、それぞれの委員会の代表者に対して永続的なオブザーバーの地位を相互に付与する。

¹現時点において、CCSBTはIUU船舶リストを有していないため、CCSBTがそのようなリストを保持するための決議を採択するまでは、共有される情報は存在しないことに留意。

²現時点においてCCSBTの混獲データはCCSBTへの報告書に記載された情報に限定されていること、将来の詳細なデータの機密性に関する分類によってはその公表を妨げることになるかもしれないこと、及び個々の船舶に関連する漁獲データは機密データとして分類されていることに留意。

3. 協議プロセス

協力関係の効果的な発展、実施及び強化を加速させるため、両委員会は、両事務局間において、電話、電子メール及びこれらに類似した連絡手段を含む協議プロセスを設置することができる。かかる協議プロセスは、両委員会の事務局が出席する会合の合間において、適切な事務局職員によって実施することもできる。

4. 改正

この取決めは、両委員会相互の書面による同意によって、いつでも改正することができる。

5. 法的地位

この取決めは、法的拘束力のある権利又は義務を与えるものではない。

この取決めは、両機関の保存管理措置を遵守に関する両機関のメンバーの義務を変更するものではない。

6. その他

- (i) この取決めは、署名の日から開始する。
- (ii) いずれか一方の委員会が、他方の委員会に対して、6か月前までに書面による通告を行うことでこの取決めを終了させることができる。
- (iii) この取決めは、(3)年間継続して実施する。この期間において、両委員会は、この取決めの実施をレビューし、更新するかどうかについて決定する。

7. 署名

署名場所 年月日

.....
CCSBT 議長

.....
CCAMLR 議長